



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会とそれを支える人材

令和5年11月7日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
福祉人材確保対策室長
吉田 昌司

本日の内容

1. 地域共生社会の実現に向けて
2. 住まい支援

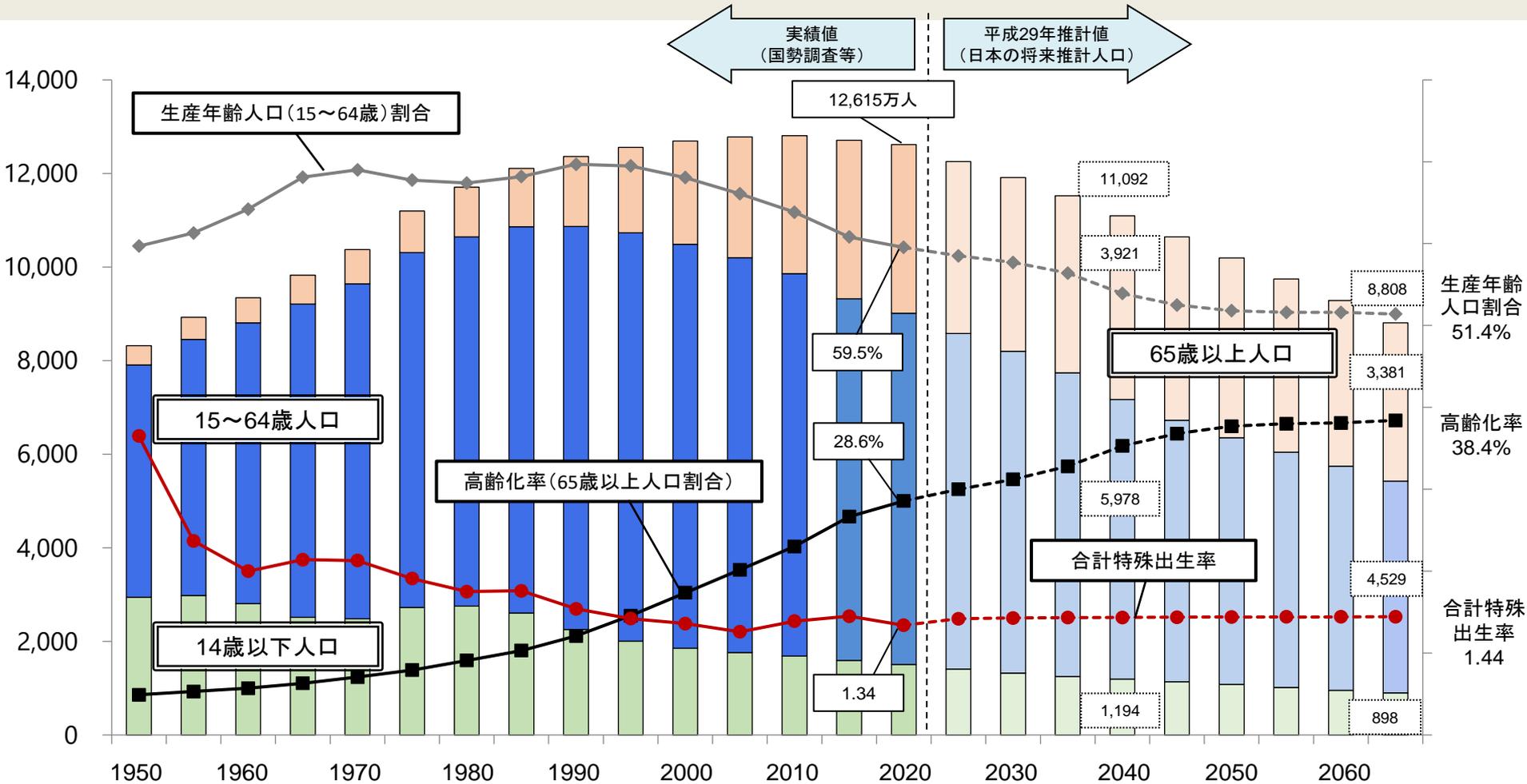
地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



日本社会の変化 ～人口構造の変化～

既に日本の人口は減少局面に。高齢化率は2065年には4割弱になると推計されている。



出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

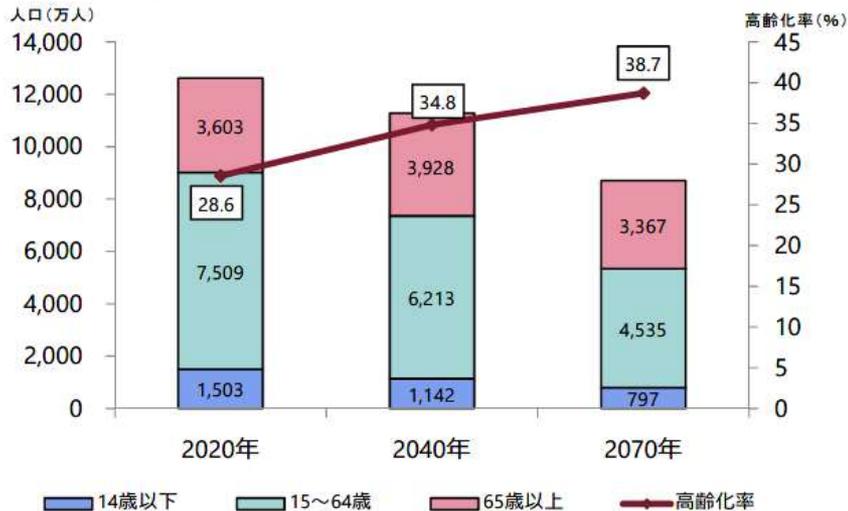
- ▶ 本年4月に公表した将来推計人口によると、中長期的な人口減少のトレンドは、前回推計と同様の状況。**少子化・人口減少の流れを変えるとともに、これからも続く超高齢社会に備える必要がある。**
- ▶ 全世代型社会保障構築会議の報告書も踏まえ、**必要な社会保障サービスが、必要な方に提供されるようにするとともに、全ての世代で、能力に応じて負担し、支え合う仕組みの構築に向けた取組を進める。**

(※) 先日、同報告書の内容も踏まえた、医療保険制度、医療提供体制、介護保険制度等に関する制度改革に係る法案が成立。

将来推計人口（令和5年推計）のポイント

- 我が国の人口は、1億2,600万人（2020年）→8,700万人（2070年）に減少
- 平成29年の前回推計と比べると、以下のような傾向が見られる
 - ・ 平均寿命が延伸し、外国人の入国超過数が増加するため、人口減少のペースは緩和する見通し
 - ・ 将来の出生率は低下（1.44→1.36）

◀今後の人口構造の変化の見込み▶



(出典) 2020年の人口は総務省「国勢調査」、2040年及び2070年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」（出生中位(死亡中位)推計）。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

● 医療保険制度の改正

- ・ 出産育児一時金について、出産費用の見える化を行いつつ、大幅に増額（42万円→50万円、R5年4月から。）。
- ・ 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入し、子育てを社会全体で支援する。
- ・ 現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合について、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ・ 前期高齢者の給付費の調整において、被用者保険者間では、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入。あわせて、現役世代の負担をできるかぎり抑制し、企業の賃上げ努力を促進する形で、既存の支援を見直すとともに国費による更なる支援を実施する。

● 医療提供体制、介護保険制度の改正

- ・ かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ・ 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施。介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ・ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。

将来推計人口(令和5年推計)の概要

<今回の推計のポイント>

- 前回推計より出生率は低下(1.44→1.36)
- 前回推計より平均寿命が延伸し、外国人の入国超過数も増加することで、総人口の人口減少は緩和

将来推計人口(令和5年中位推計)の結果

日本の総人口

※《 》内は高齢化率

<実績>	<今回推計>	〔 前回推計 〕	(参考)
2020年	2070年		2120年
1億2,615万人	→ 8,700万人	〔 8,323万人 〕	→ 4,973万人
<u>65歳以上人口</u>			
3,603万人	→ 3,367万人	〔 3,188万人 〕	→ 2,011万人
《28.6%》	《38.7%》	《38.3%》	《40.4%》
<u>15～64歳人口</u>			
7,509万人	→ 4,535万人	〔 4,281万人 〕	→ 2,517万人
<u>0～14歳人口</u>			
1,503万人	→ 797万人	〔 853万人 〕	→ 445万人

出生仮定を変えた場合の2070年の総人口、高齢化率

高位推計	(1.64)	9,549万人《35.3%》
低位推計	(1.13)	8,024万人《42.0%》

合計特殊出生率の仮定(中位)

(2015年) (2020年) (2070年)
1.45 → 1.33 → **1.36** <1.44>

※<>内は前回推計の仮定値

平均寿命の仮定(中位)

(2020年) (2070年)
男 81.58年 → 男 85.89年 <84.95年>
女 87.72年 → 女 91.94年 <91.35年>

外国人の入国超過数の仮定

(2016～2019年の平均) (2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定)
年16万人 → 年16万人 <7万人>

※ 2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定

※ 長期の投影に際しては、コロナ禍におけるデータは除外

関係指標(出生、死亡とも中位、総人口)

高齢者数(65歳以上人口)のピーク(時期、数)

2043年 3,953万人(前回推計 2042年 3,935万人)

高齢化率(65歳以上人口割合)

緩やかに上昇を続け2070年に**38.7%**

(前回推計 緩やかに上昇を続け2065年に38.4%)

総人口が1億人を下回る時期

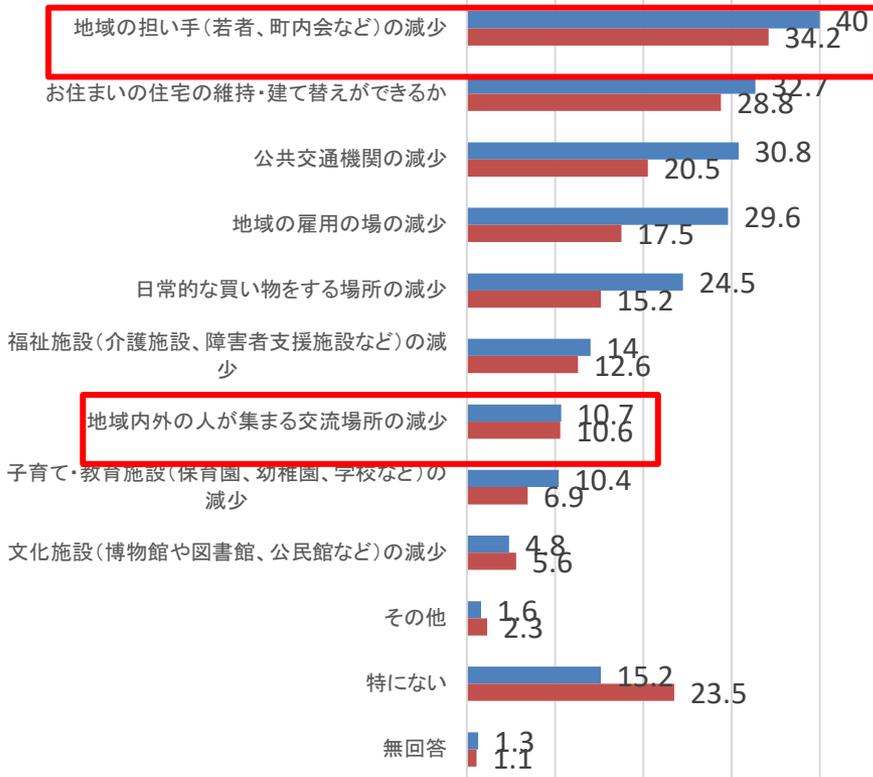
2056年 (前回推計 2053年)

地域社会の暮らしに関する世論調査

- お住まいの地域における将来の生活環境について不安に感じていることはあるか聞いたところ、「地域の担い手（若者、町内会など）の減少」を挙げた者の割合が高く、「地域内外の人が集まる交流場所の減少」は10%程度となっている。
- お住まいの地域における生活環境について、行政はどのような施策に力を入れるべきか聞いたところ、「地域の担い手（若者、町内会など）の育成・確保」を挙げた者が30%程度、「地域内外の人が集まる交流場所の整備」が15%程度となっている。

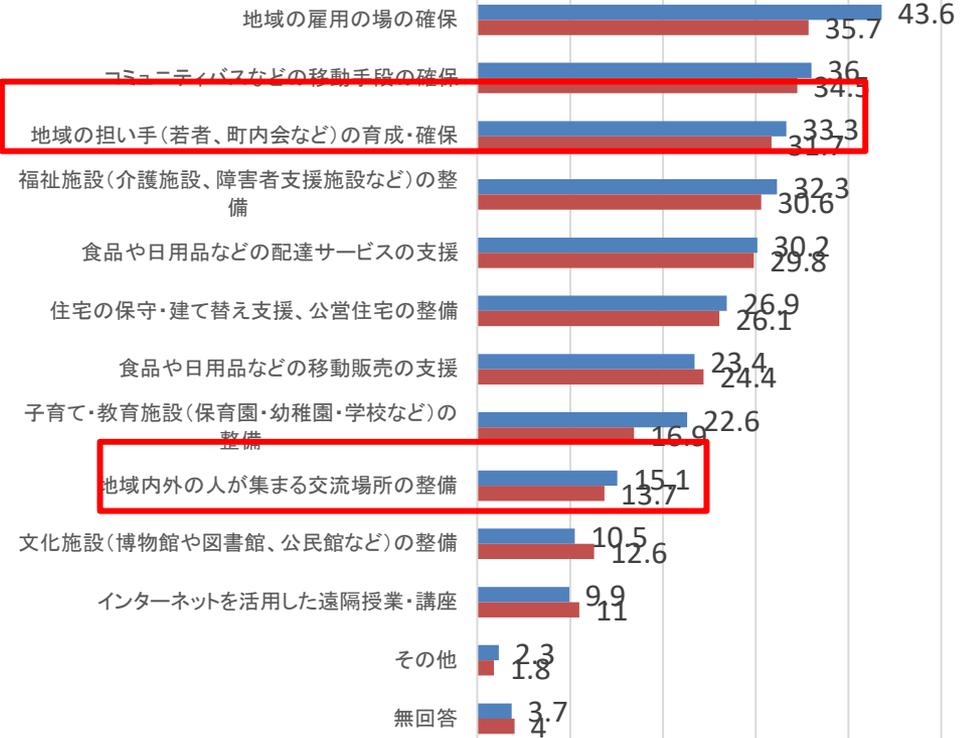
地域における将来の生活環境に対する不安なこと

0 10 20 30 40 50



地域における生活環境に関して行政が力を入れるべき施策

0 10 20 30 40 50



■ 人口20万人未満 ■ 人口20万人以上

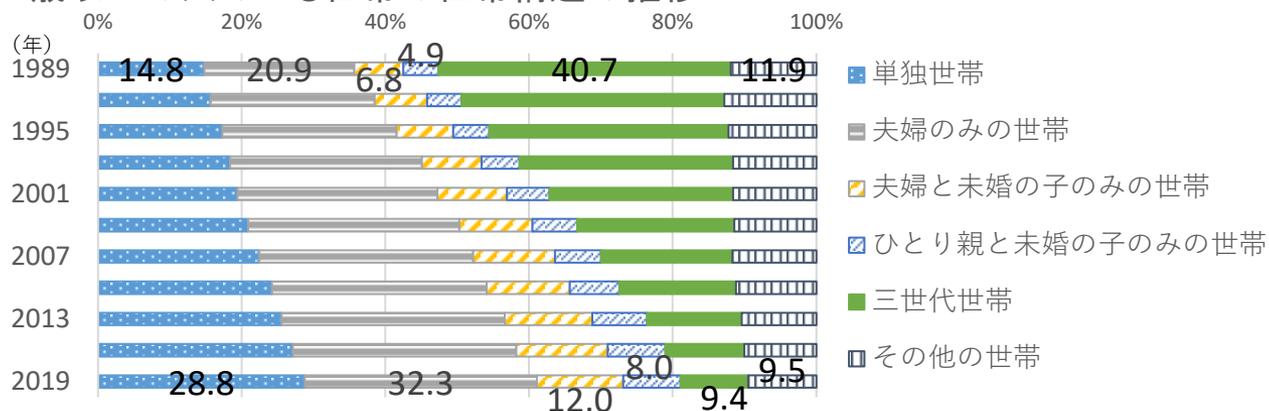
■ 人口20万人未満 ■ 人口20万人以上

(参考) 地域社会の暮らしに関する世論調査(内閣府 令和2年10月)

日本社会の変化 ～世帯構造の変化～

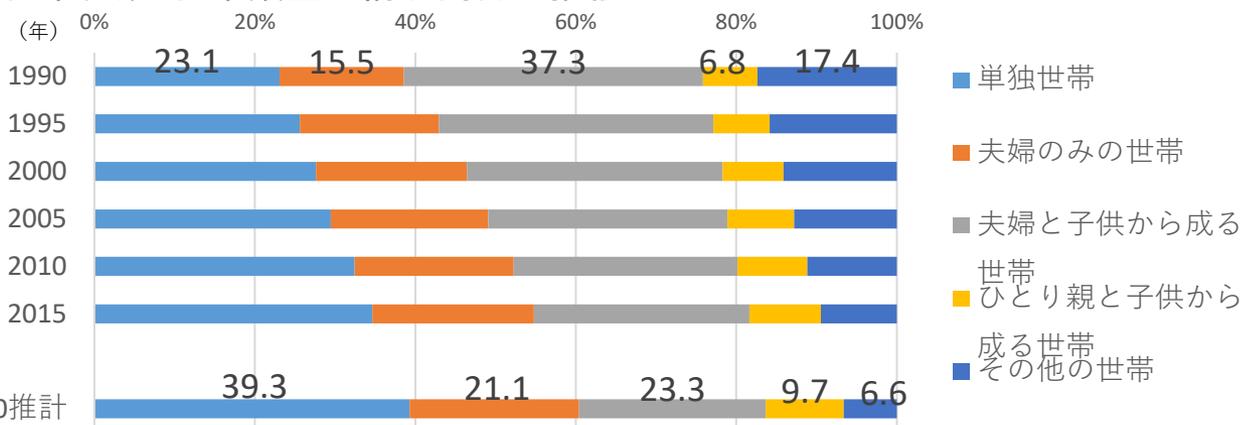
○ 平成の30年間で、三世帯世帯は約4割から約1割へと4分の1に減少

65歳以上の人のいる世帯の世帯構造の推移



○ 世帯構造の変化がさらに進み、2040年には単独世帯が約4割に

世帯総数・世帯類型の構成割合の推移

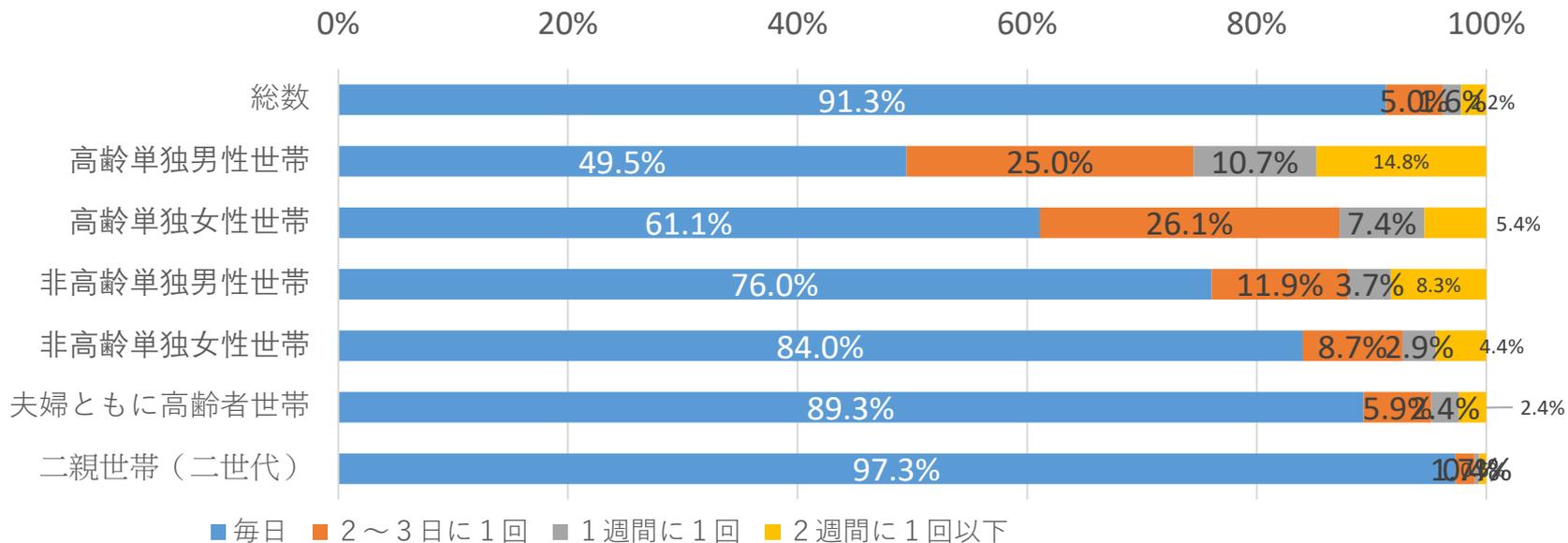


出典：令和2年厚生労働白書(概要) 2040推計

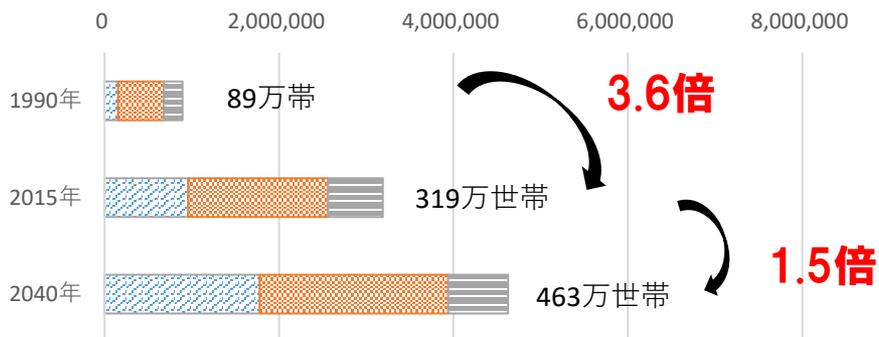
つながりの変容①

単独世帯（特に高齢単独世帯）においては、会話の頻度が少ない者の割合が高い

「会話の頻度」（世帯類型別・2017年）

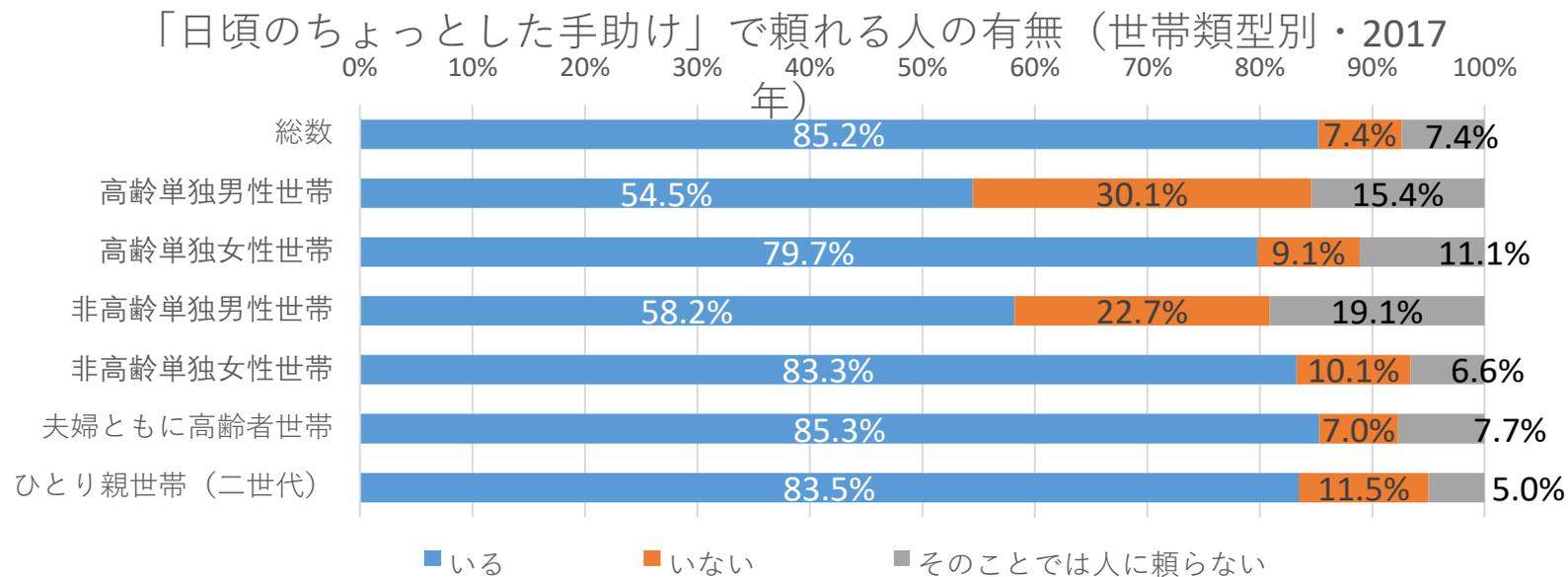


○「会話の頻度が少ない」高齢者の世帯は、1990～2015年の25年間で3.6倍となり、2015～2040年の25年間で1.5倍に増加の見込み。

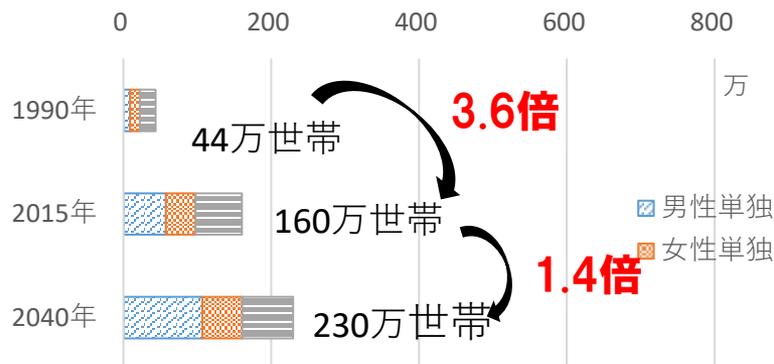


つながりの変容②

単独世帯（特に男性単独世帯）においては、日頃のちょっとした手助けで頼れる人がいない者の割合が高い

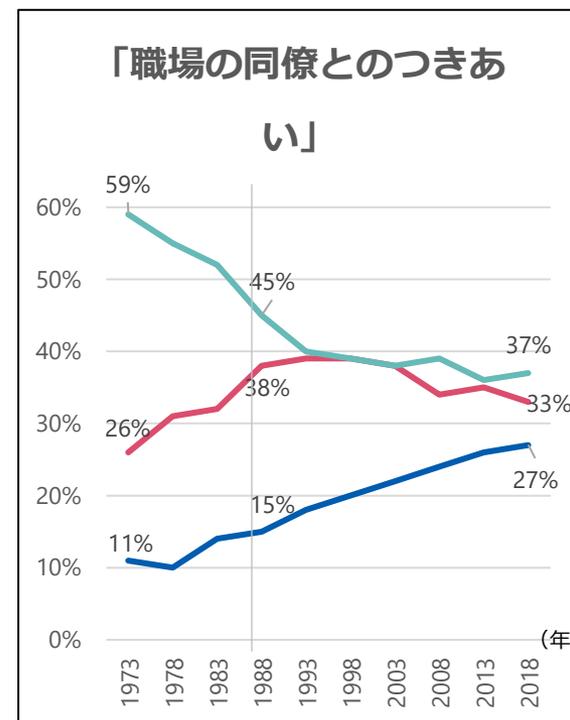
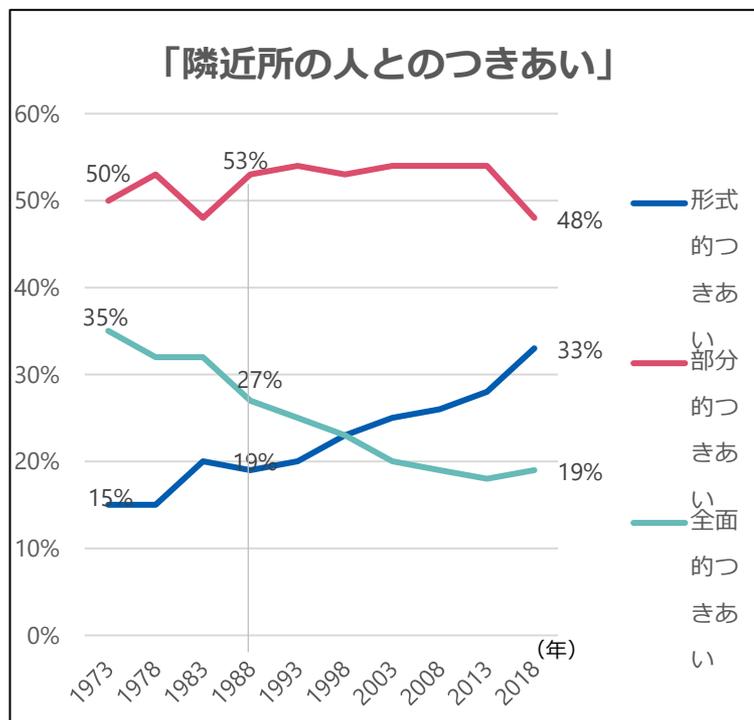
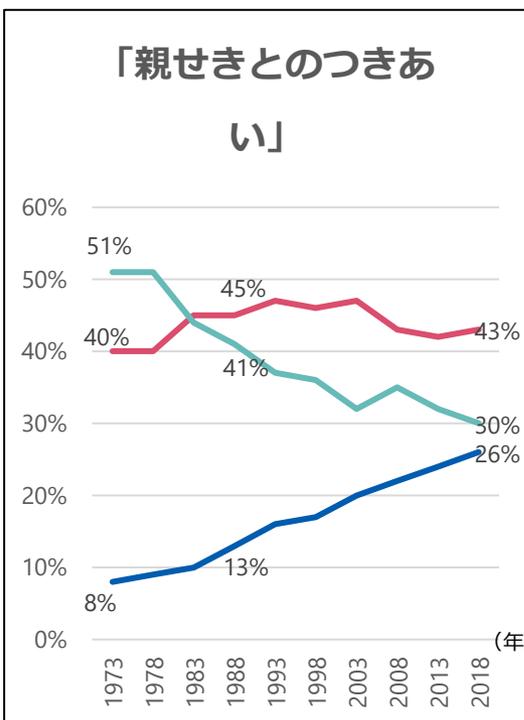


○ 「日頃のちょっとした手助け」が得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯は、1990～2015年の25年間で3.6倍となり、2015～2040年の25年間で1.4倍に増加の見込み。



つながりの変容③

「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」のいずれが望ましいと考えるかについて、何かにつけ相談しあうといった「全面的つきあい」は、①血縁（家族・親戚）、②地縁（地域）、③社縁（勤め先）のいずれにおいても大きく減少してきている。



資料：NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」

(注) 「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」の定義はそれぞれ以下のとおり。

「形式的つきあい」：一応の礼儀を尽くす程度のつきあい 「部分的つきあい」：気軽に行き来できるようなつきあい

「全面的つきあい」：なにかにつけ相談したりたすけ合えるようなつきあい

児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は
219,170件(速報値)で、過去最多。

※ 対前年度比+5.5%(11,510件の増加)(令和3年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))

※ 相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

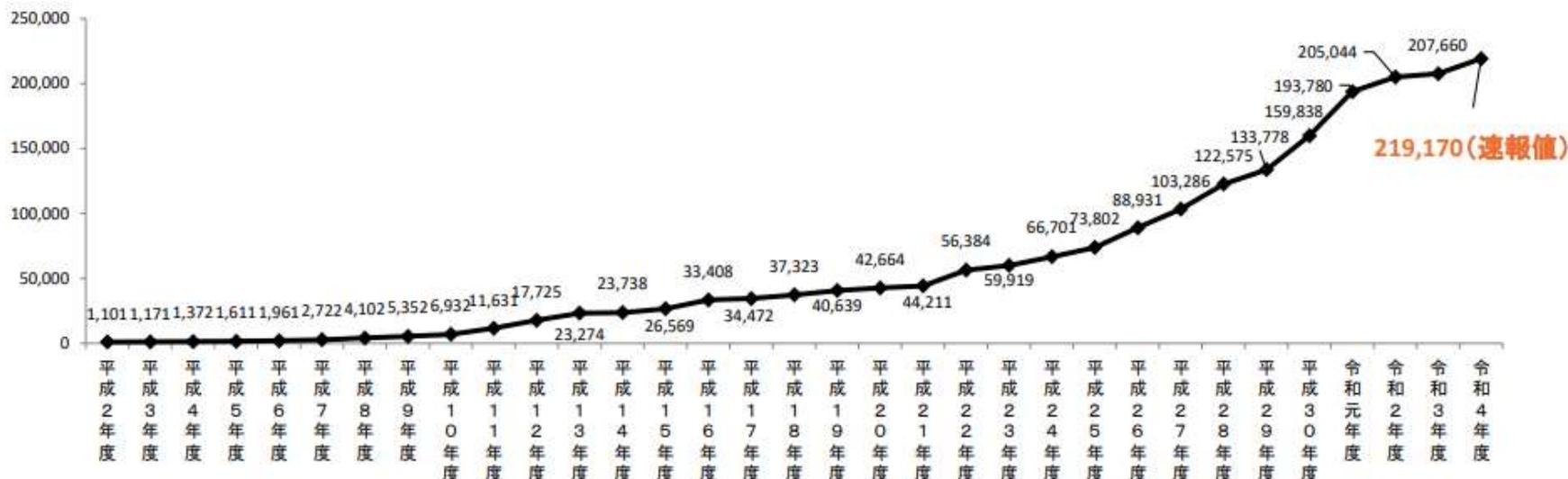
【主な傾向】

・ 心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和3年度:124,724件→令和4年度:129,484件(+4,760件))

・ 警察等からの通告の増加(令和3年度:103,104件→令和4年度:112,965(+9,861件))

◀ 令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り

・ 関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(速報値)
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+5.5%

「ひきこもり」の定義など

I 「ひきこもり」の定義

- 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

* 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）
（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

II 実態把握 内閣府「生活状況に関する調査」

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。
- 「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事の時だけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。（①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群）

調査時期	調査対象者	有効回答数	広義のひきこもり群			(内 訳)			
						狭義のひきこもり群		準ひきこもり群	
			実数	出現率	推計数	実数	推計数	実数	推計数
平成27年度	15～39歳	3,115人	49人	1.57%	54.1万人	16人	17.6万人	33人	36.5万人
平成30年度	40～64歳	3,248人	47人	1.45%	61.3万人	28人	36.5万人	19人	24.8万人

115.4万人

ひきこもりに関する調査（内閣府「生活状況に関する調査」）～続き～

(1) ひきこもりの者の推計数

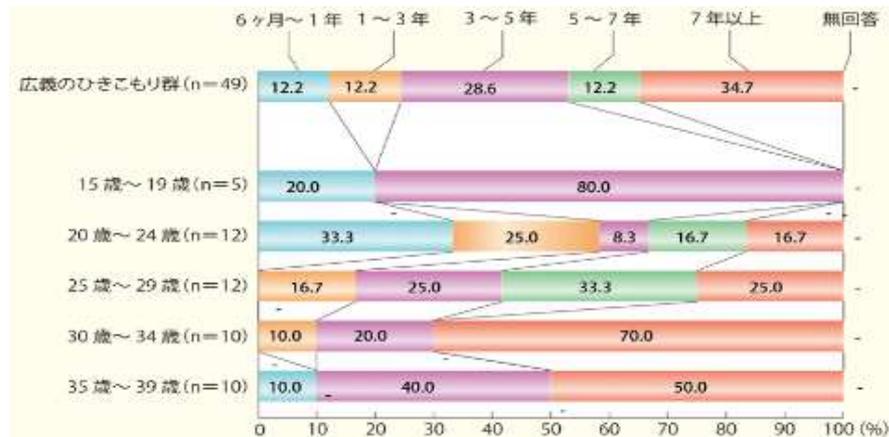
①15歳～39歳（H27年度調査）約54.1万人

	該当人数 (人)	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	33	1.06	36.5
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1
自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5
計	49	1.57	54.1

準ひきこもり群 36.5万人
 狭義のひきこもり群 17.6万人
 広義のひきこもり群 54.1万人

(2) ひきこもりの状態になってからの期間

①15歳～39歳（H27年度調査）7年以上が34.7%

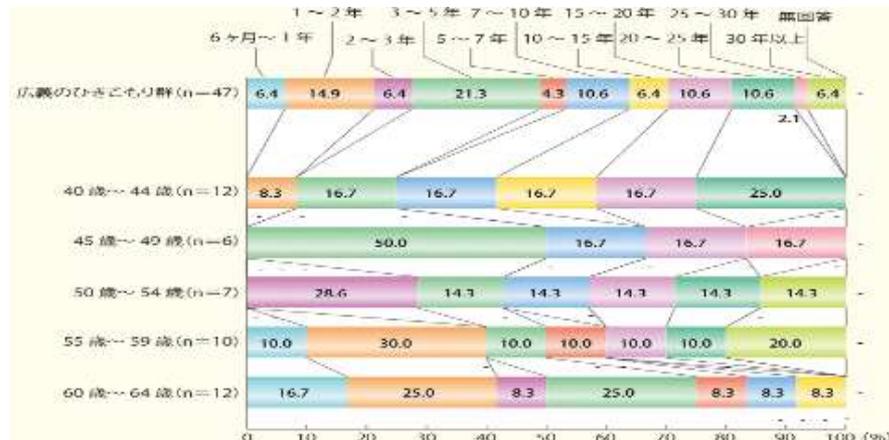


②40歳～64歳（H30年度調査）約61.3万人

	該当人数 (人)	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	19	0.58	24.8
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	21	0.65	27.4
自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	7	0.22	9.1
計	47	1.45	61.3

準ひきこもり群 24.8万人
 狭義のひきこもり群 36.5万人
 広義のひきこもり群 61.3万人

②40歳～64歳（H30年度調査）7年以上が46.7%

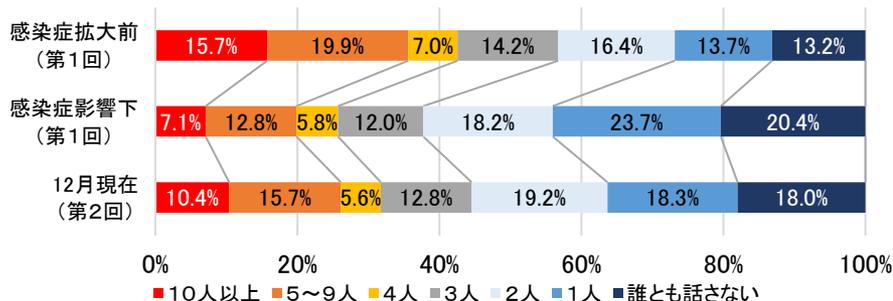


なお、平成27年度調査においては、専業主婦・主夫、家事手伝いと回答した者を一律に広義のひきこもり群から除外していたが、平成30年度調査においては、広義のひきこもり群と認定した47名のうち11名が専業主婦・主夫、家事手伝いであった。

新型コロナ禍における自粛生活の影響

・自粛生活により、高齢者の交流機会が減少、認知機能の低下やうつ傾向の増加が懸念

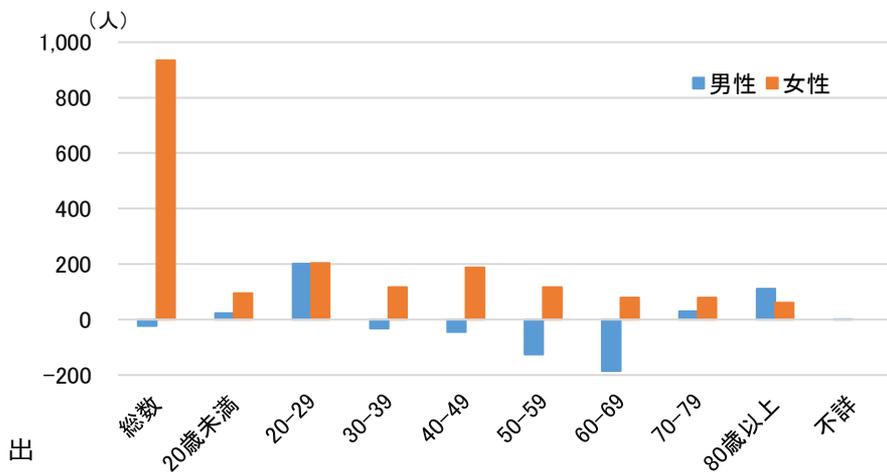
高齢者（60歳以上）の同居する人以外と会話する人数（1日の平均）



資料：内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

・2020年7月以降、自殺者が増加傾向。特に女性と若者の増加が著しい

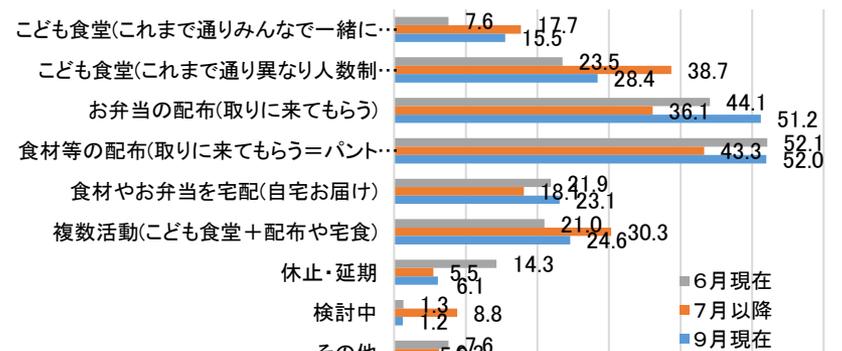
2020年の自殺者数の動向（前年比、年齢別、男女別）



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省社会・援護局自殺対策推進室が作成したデータを基に作成

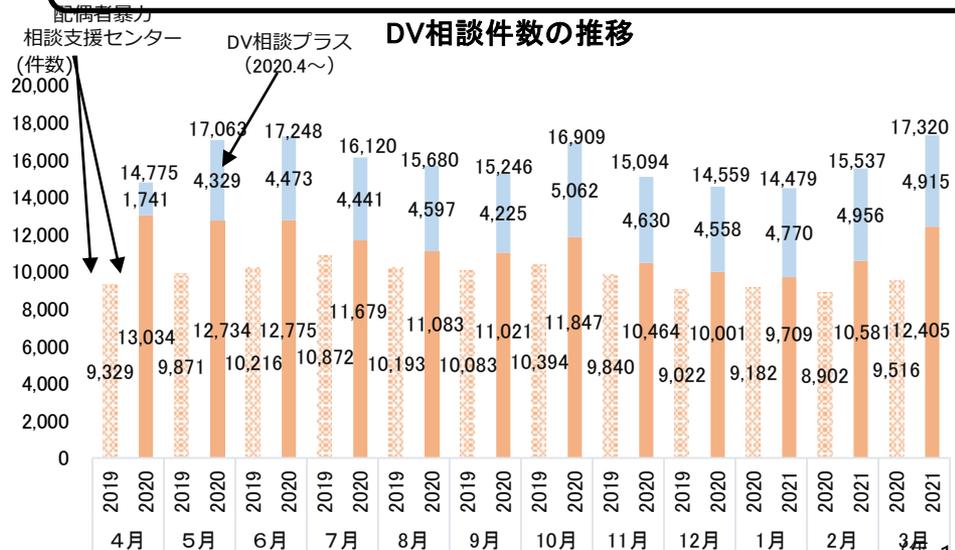
・「集う」に代えて、フードパントリー、戸別訪問（アウトリーチ）、オンライン活用など新しい手法での「つながり」が増加

子ども食堂の開催状況



資料：NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ、子ども食堂ネットワーク「子ども食堂の現状&困りごとアンケート結果」

・自宅で家族と過ごす時間が増加する中で、配偶者からの暴力(DV)の増加が懸念される

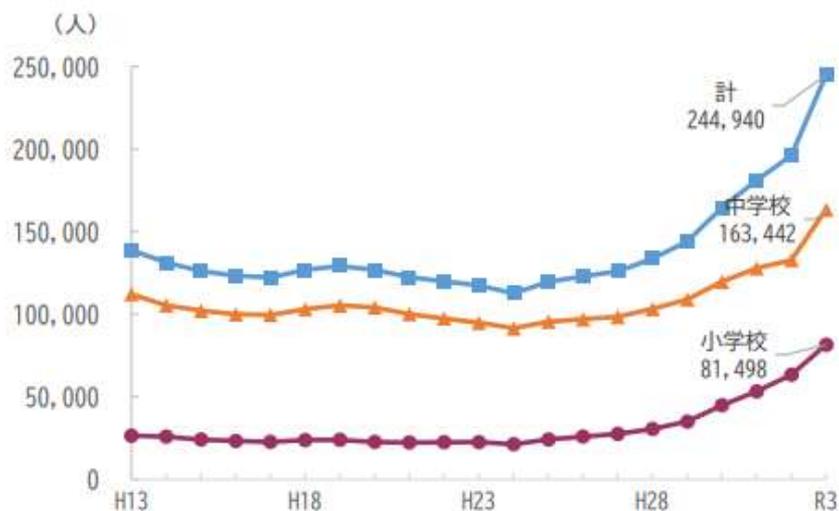


資料：内閣府男女共同参画局調べ

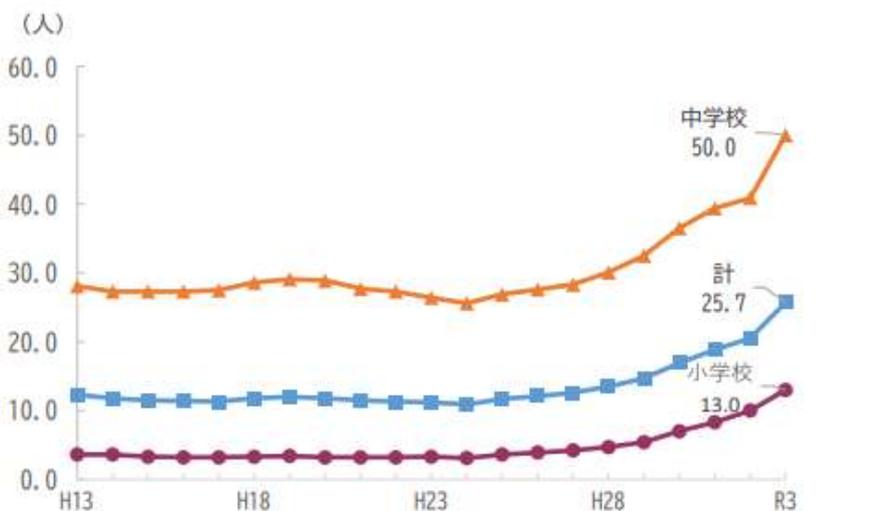
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

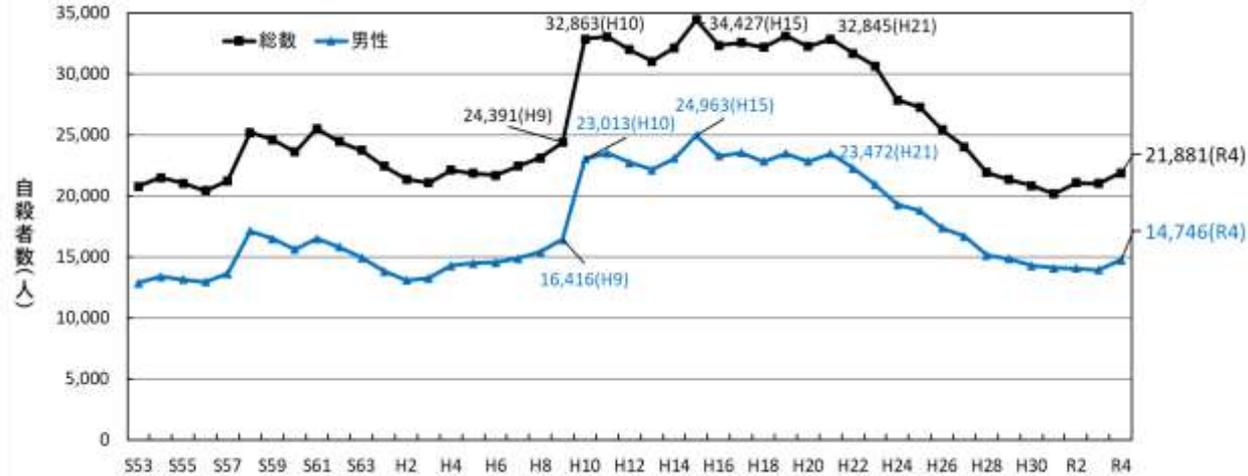
自殺者数の年次推移（昭和53年～令和4年）

令和5年3月14日現在

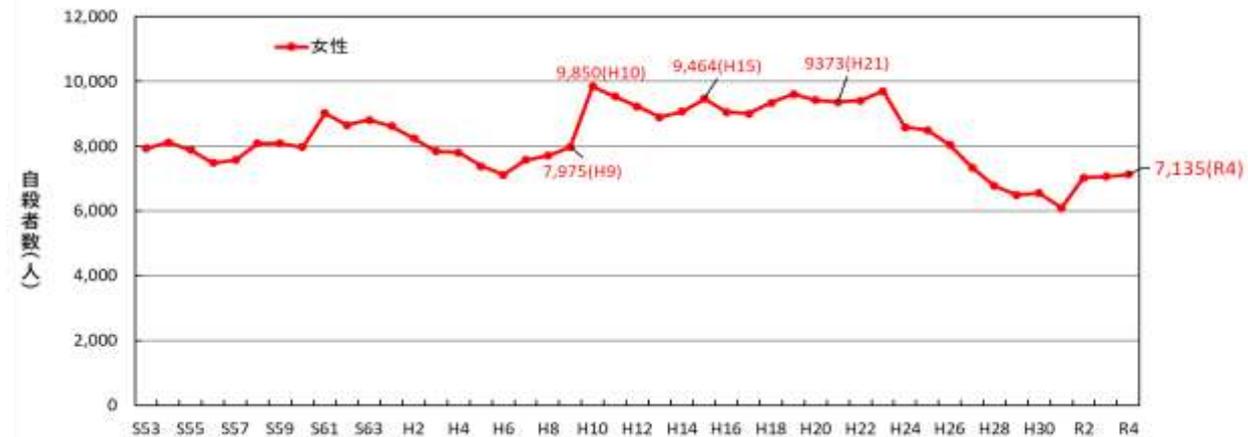
年次別	総数	男性	女性
S53	20,788	12,859	7,929
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,434	12,942	7,492
S57	21,228	13,654	7,574
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,596	16,508	8,088
S60	23,599	15,624	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,460	15,802	8,658
S63	23,742	14,934	8,808
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	9,850
H11	33,048	23,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	22,813	9,342
H19	33,093	23,478	9,615
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	14,078	6,091
R2	21,081	14,055	7,026
R3	21,007	13,939	7,068
R4	21,881	14,746	7,135

○令和4年の自殺者数は21,881人となり、対前年比874人（約4.2%）増。
 ○男女別にみると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加となっている。
 また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。

総数・男性



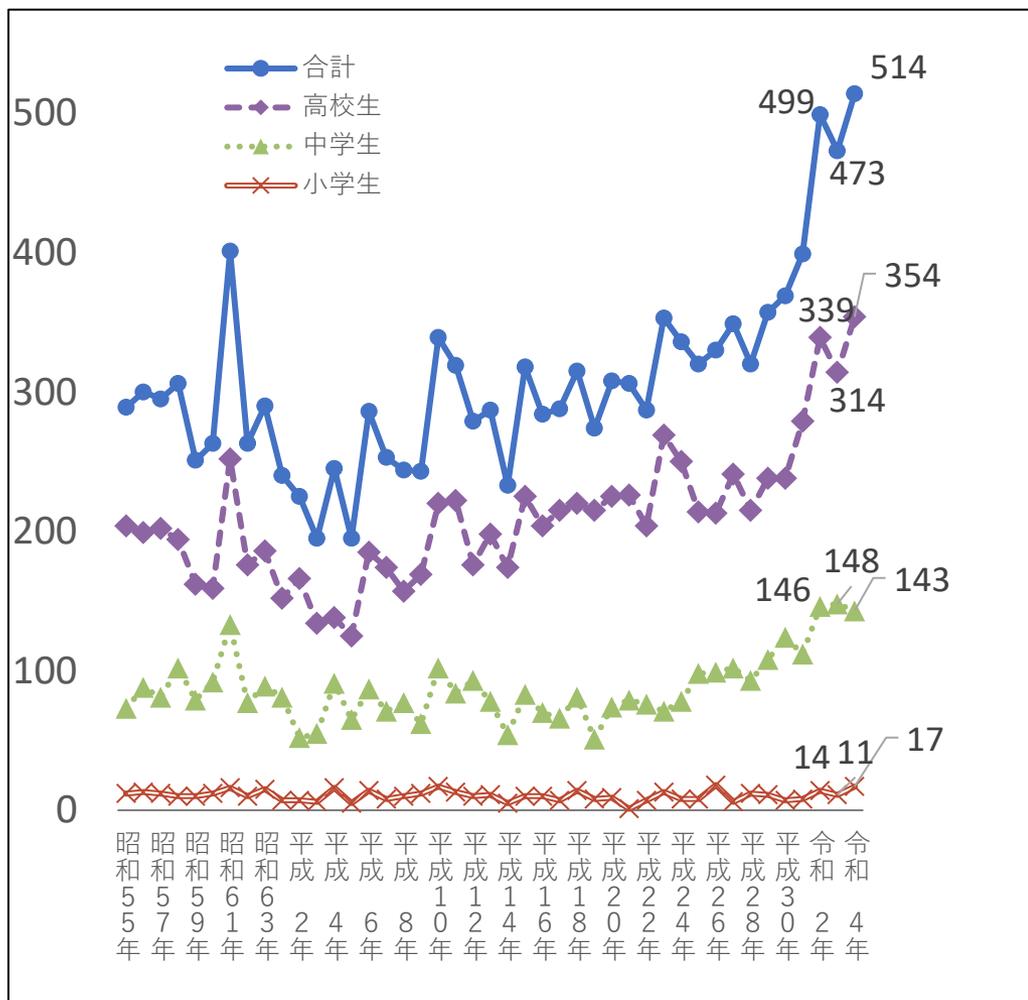
女性



小中高生の自殺者数年次推移

令和5年3月14日現在

(人)



【令和3年、令和4年】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和3年	令和4年	対前年増減数 (R4-R3)
合計	473人	514人	41
小学生	11人	17人	6
中学生	148人	143人	-5
高校生	314人	354人	40

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

<いま起きていること>

- 世帯構造の変容
- 共同体機能の脆弱化
- 人口減による担い手不足

<対応できていないニーズ>

- 世帯の複合課題
 - ✓ 本人又は世帯の課題が複合（8050、ダブルケア等）
- 制度の狭間
 - ✓ 制度の対象外、基準外、一時的なケース。
- 自ら相談に行く力がない
 - ✓ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
 - ✓ 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り
 - ✓ 「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

社会構造の変化、支援ニーズの複雑化・複合化には、従来型の社会保障だけでは対応できない
これまでの制度、分野の壁を超えていくことが必要

✓「縦割り」という関係を越える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

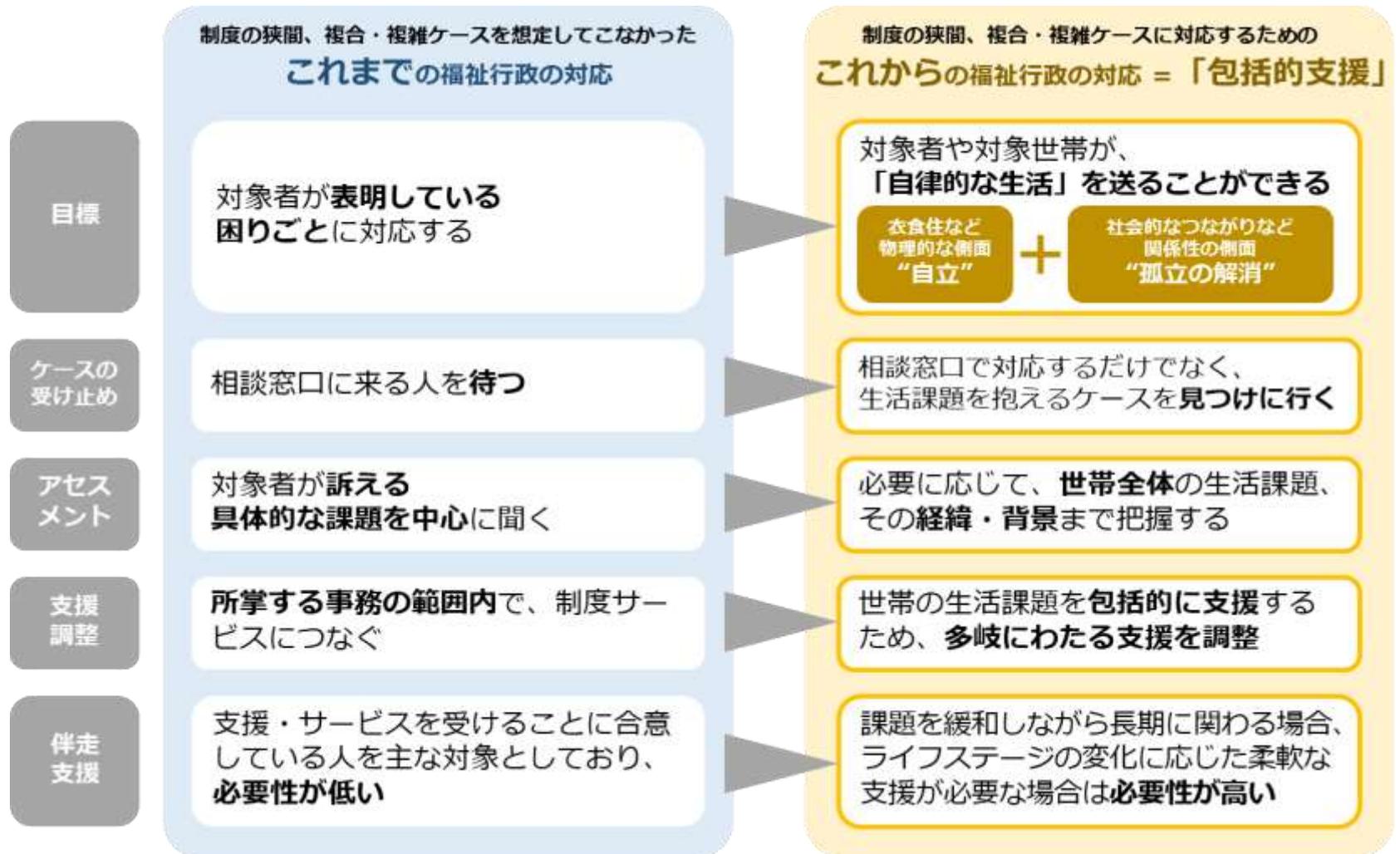
✓「支え手」「受け手」という関係を越える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

✓「世代や分野」を越える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例: 保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業 etc...)

これから求められる「包括的支援」

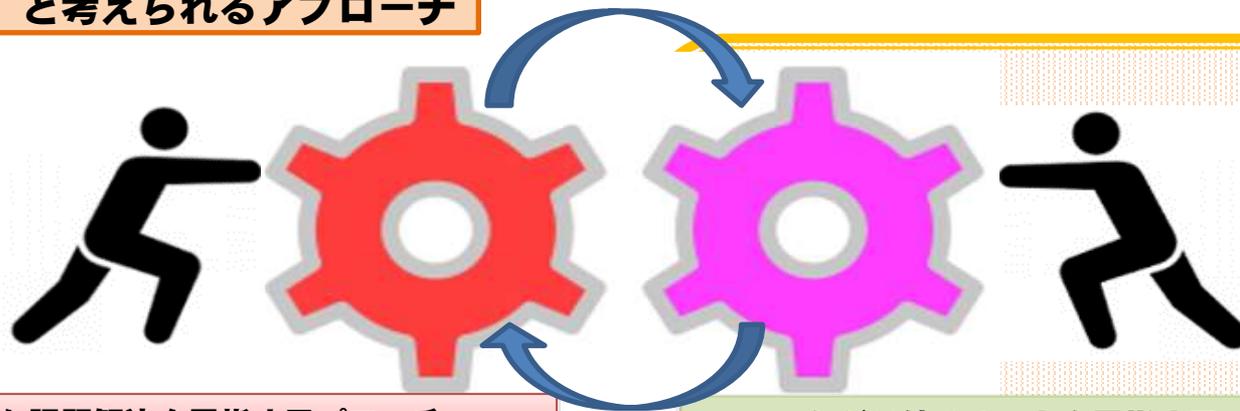


【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の実施状況に関する実態把握及び効果的な実施方法に関する調査研究事業」（2022）

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

伴走型支援と地域住民の気にかけて関係性によるセーフティネットの構築

・伴走型支援を実践するには、①「専門職による伴走型支援」と、②「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」の双方の視点を重視する必要

⇒ 個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される。

地域の居場所などにおける様々な活動等

専門職による関わりの下、地域住民が出会い、学び合う機会

多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備



時間をかけたアセスメントによる課題の解きほぐし

本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援

専門職の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく観点

重層的支援体制整備事業について

- 令和3年4月1日施行（社会福祉法第106条の4）
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、**I～IIIの支援は必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、**相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行**できるよう、交付金を交付

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- 属性や世代を問わない相談の受け止め
- 多機関の協働をコーディネート
- アウトリーチも実施

II 参加支援

- 既存の取組では対応できない**狭間のニーズ**にも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

【狭間のニーズへの対応の具体例】

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート
- 新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

**I～IIIを通じ、
継続的な伴走支援
多機関協働による
支援を実施**

重層的支援体制整備事業の理念

1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包摂的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

- (1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。
- (2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。
- (3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。
- (4) 包括的な支援...複合化・複雑化した支援ニーズに対応するとともに、包摂的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。
- (5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

多機関協働事業の目的

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

多機関協働事業の事業内容（概略）

包括的相談支援事業者などからのつなぎ

相談受付

- 複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け、支援を行う。
- 原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込（本人同意）を得る。

アセスメント

包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインタビュー・アセスメントシートにまとめる

プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

支援の実施

プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行う。

終結

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業者の関わりは終結する。
(終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保)

※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

アウトリーチ等事業の目的

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等事業の基本的考え方

- 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容（概略）

支援関係機関や地域住民等を通じた情報収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問や同行支援

本人と出会った後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることに困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につながり、それらの関係性が安定した段階で支援終結

住民主体の地域づくりとはなにか考える

地域住民を福祉サービス等の事業の担い手として期待して良い？



「地域づくり」は、住民一人一人が、“安心して暮らすことができる社会”、“役割と生きがいを感じられる社会”を目指すもの

地域住民の「やりたい」という思いによりそい、その思いが実現できるように幅広く支援することを考える。

- ・ いまある仕組み、既に活動されている人を見つける。つなげる。
- ・ 「楽しい」と思える仕掛け、呼び掛けを考える。
- ・ みんなで考える場を設ける、待つ

【地域の中で様々な活動が生まれるための環境整備】

- ・ 「自分たちのまちを、自分たちでたのしく」をコンセプトに、地域課題をみんなでアイデアを出し合い解決する場（「出会う場」、「考える場」、「魅せる場」）を設ける（三股町）
- ・ 支援関係機関や団体・企業が集い、関係を深める場を設定。すでに実施していることを知ったり、新たな取組の提案など、多様な主体が連携して取組の企画が始まる場となる。（芦屋市）
- ・ 民間と学生がアイデア出しをする「岡崎アイデアソン」のほか、様々な主体をかけ合わせるにより農福連携の取組、高校生まちづくりプロジェクト、終活プロジェクト等を企画（岡崎市）



民間&学生のアイデア出し

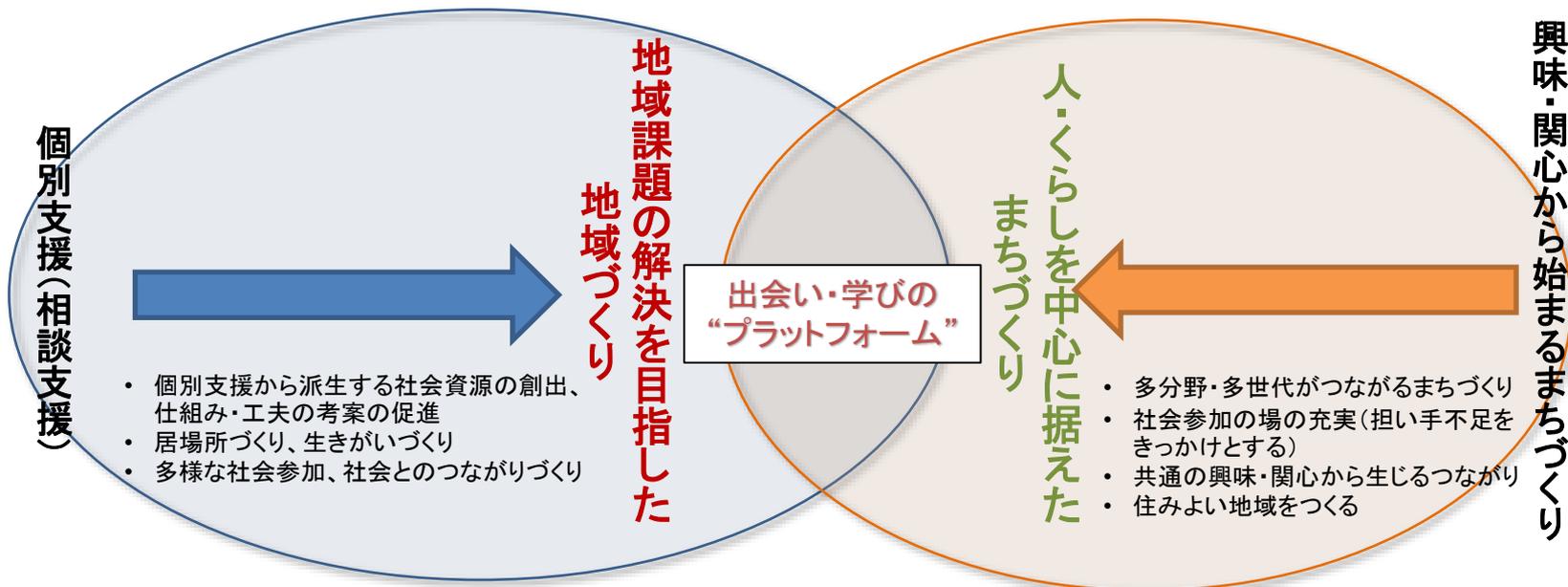


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となったときに、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体(R4. 11時点)

参考

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市		
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市		
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市		呉市		
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市		
	津別町		桶川市	坂井市	甲賀市		東広島市				
	厚真町		ふじみ野市	甲州市	野洲市		廿日市市				
	音更町		川島町	松本市	高島市		宇部市				
	鹿追町		鳩山町	飯田市	米原市		長門市				
広尾町	船橋市	伊那市	竜王町	高松市							
幕別町	柏市	飯綱町	長岡京市	香川県	さぬき市						
青森県	鯉ヶ沢町	千葉県	市川市	岐阜県	岐阜市	京都府	豊中市	愛媛県	宇和島市		
岩手県	盛岡市		木更津市		関市		高槻市		高知県	高知市	
	遠野市		松戸市	熱海市	枚方市		本山町				
	矢巾町		市原市	函南町	八尾市		中土佐町				
宮城県	岩泉町	香取市	岡崎市	東大阪市	黒潮町		大阪府	久留米市	福岡県	八女市	
	仙台市	八王子市	豊田市	富田林市	糸島市						
秋田県	滝谷町	墨田区	半田市	高石市	大牟田市			交野市	交野市	佐賀県	佐賀市
	能代市	大田区	春日井市	大阪狭山市	岡垣町						
	大館市	世田谷区	豊川市	阪南市	太子町	姫路市	熊本県		大津町		
	湯沢市	渋谷区	稲沢市	太子町	姫路市	尼崎市			益城町		
由利本荘市	中野区	東海市	大府市	明石市	中津市	兵庫県	津久見市				
大仙市	豊島区	知多市	長久手市	芦屋市	大分県		竹田市				
山形県	立川市	豊明市	東浦町	伊丹市			杵築市				
福島県	山形市	調布市	美浜町	武豊町		奈良市	奈良県	九重町			
	福島市	国分寺市	四日市市	伊勢市	三郷町	和歌山県		都城市			
茨城県	須賀川市	国分寺市	伊勢市	松阪市	和歌山市		鳥取県	宮崎県	小林市		
	土浦市	狛江市	桑名市	桑名市	鳥取市	189自治体		日向市			
	古河市	西東京市	名張市	名張市	米子市			三股町			
	那珂市	鎌倉市	亀山市	鳥羽市	倉吉市			島根県	智頭町		
東海村	藤沢市	いなべ市	志摩市	北栄町	松江市						
宇都宮市	小田原市	伊賀市	伊賀市	出雲市	大田市						
栃木市	茅ヶ崎市	御浜町	御浜町	美郷町	吉賀町						
栃木県	市貝町	逗子市	三重県	三重県	鳥取県	鳥取県	宮崎県	宮崎県	宮崎県		
	野木町	秦野市									
	太田市	富山市									
	館林市	氷見市									
群馬県	みどり市	金沢市	三重県	三重県	鳥取県	鳥取県	宮崎県	宮崎県	宮崎県		
	上野村	小松市									
	みなかみ町	能美市									
	玉村町	能美市									

互助を見つける・育む | ①生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体

生活支援コーディネーター（SC）は、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。SC協議体は、関係者の意識共有や情報交換により、SCの組織的な補完等を行う。

SCの役割

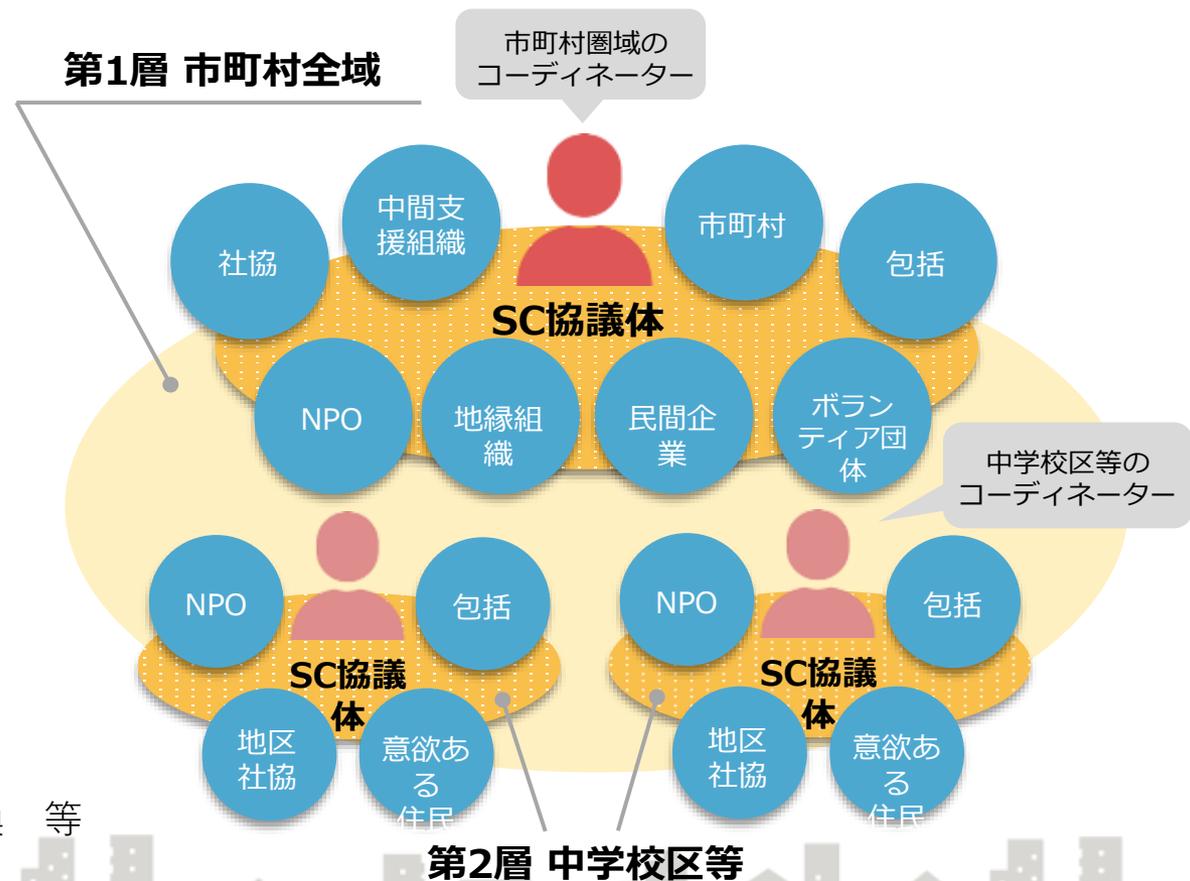
- 資源開発
- ネットワーク構築
- ニーズと活動のマッチング

SCの資格・要件

- 特定の資格要件はなし
- 地域における助け合い等の提供実績がある者、市民活動への理解がある者等がよい

SC協議体の役割

- SCの組織的な補完
- 関係者の意識共有、情報交換 等



倉敷市の体制整備は「通いの場」を基軸に

(通いの場に向けた具体的な支援)

支援項目	具体的な手法
取材・調査	・情報把握・リスト作成
情報発信	・ガイドブックの作成・通いの場一覧表電子版の更新
マッチング	・相談支援・参加希望者と場へのマッチング
立ち上げ支援	・作戦会議へ参加等
運営支援	・サロン交流会・情報交換会・出前講座の調整 ・助成金・運営メニュー等の相談
意識啓発	・支え合いのまちづくりフォーラム 等



内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人・団体が実施する多様な『通いの場』	430	499	600	705	771	840	876
うち補助金対象サロン	160	223	263	275	290	288	305

互いに
近所で
助け合う

ごきんじよ 互近助パントリー プロジェクト のながれ

食材・生活雑貨の提供を募集

- ・スーパー・商店街・企業・農家・個人等



食材
生活雑貨の提供
募集

拠点づくり

倉敷市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター



連携



パントリーボックス

緊急一時的な食材等の提供
相談・支援のネットワークの
構築の入り口に

支援

相談

困りごとを
抱えた人
孤立しがちな人

相談

発見
支援

2 パントリーサポーターの募集

- ・相談支援機関・社会福祉法人・子育て拠点
- ・地域の見守り役・通いの場等

社会福祉法人

個人・グルー
プ

子育てセンター



活動創出

3 支援物品を活用した支え合い

- ・食材や生活雑貨の提供を通じた見守りと相談
- ・食材を活用したこども食堂・地域食堂の開催
- ・学事品のお譲り会等

こども食堂



4

相談・支援機関との連携

- ・生活困窮者支援機関・保健所・教育機関
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・子育て拠点等



施設と地域がつながることで、新たな支え合いの地域像が見えてきた

社会福祉法人創心福祉会(岡山県倉敷市)

2019年に開所

地域密着型特別養護老人ホームを中心とした「リハケアガーデン」
入所施設だけでなく、ショートステイ・デイサービス・認可保育園も併設した。幼老複合型施設。

課題:学区の中心地から離れた場所にあり
住民に施設のことを知ってもらえる機会が少ない

2つの挑戦

1 住民とともにつなげる場を開く



地域とともに
高齢者の
生きがいを
創る拠点に



地域の個人や企業・団体から提供された食料品や生活雑貨を活用して、地域のつながりを応援する「互近助パントリーサポーター」として毎月1回、フードシェア会を開催。
保育園を併設しているため、子どもも楽しめるおもちゃなどもたくさん揃えることで様々な世代の住民が足を運び、施設利用者・入所者・職員との交流も活性化する。



住民同士の交流をサポートし、相談に対応できるよう、民生委員や地域のボランティアも毎回参加。



パントリーのイベントと合わせて地元の高校生が吹奏楽を披露。

施設と地域がつながることで、新たな支え合いの地域像が見えてきた

社会福祉法人創心福祉会(岡山県倉敷市)

2 住民とともに担い手を養成

あんなこと
こんなこと

日時	時間	内容	参加費
8/15(水)	14:00~15:30	小学生の認知症講座	無料
8/19(日)	10:30~12:00	高齢者の認知症講座	無料
8/22(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
8/29(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
9/5(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
9/12(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
9/19(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
9/26(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
10/3(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
10/10(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
10/17(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
10/24(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料
10/31(水)	10:30~12:00	認知症サポーター養成講座	無料

参加費 無料

申込先 創心福祉会 地域交流スペース

申込先 電話: 086-654-1111 FAX: 086-654-1112

「地域でもっと活躍したい」そんな思いを応援するため、創心福祉会の専門性を活かした担い手養成講座を開催。地域の担い手を地域の施設が養成して、地域につなぐ。

受講生は、「地域もりあげ隊平田支部」のボランティア隊員として施設でのボランティア活動やイベントなど多方面で活躍の幅を広げています。

小学生のための
認知症サポーター
養成講座

参加費無料
8月12日 土
10:30~12:00

【会場】創心福祉会 地域交流スペース
【対象】小学4年生~6年生とその保護者1組
小学生だけの参加もOK

シニアだけでなく子ども向けに、認知症の理解を深める講座を開催。



ボランティア活動を通して地域の方に役割と生きがいを提供しています。

2つの取り組みをとおしてこれから目指すもの

1 住民とともに場を開く

2 住民とともに担い手を養成



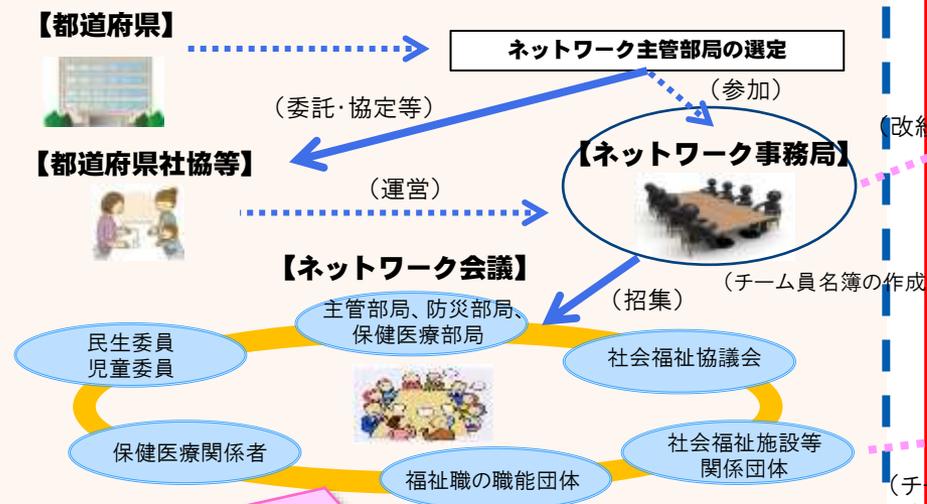
- ・世代や立場の垣根を超えた住民の交流拠点に
- ・地域の様々な見守り役とのさらなる関係の深化
- ・ちょっとした困りごとを社会福祉法人の専門性を活かして受け止める場に
- ・学びと社会参加を支援
- ・地域で活躍を希望する住民と活躍の場をつなぐ機関に
- ・施設入所者が地域とつながり、地域と生きる支援の実現

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

(平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定

【平時】



○ ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① チーム組成の方法、活動内容 | ⑤ 費用負担 |
| ② チームの派遣決定及び情報収集の方法 | ⑥ 保健医療関係者との連携 |
| ③ 災害時における関係者の役割分担 | ⑦ チーム員に対する研修・訓練 |
| ④ 災害時における本部体制の構築 | ⑧ 住民に対する広報・啓発等 |

【災害時】



○ 避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施

- ① 他の福祉避難所等への誘導
- ② アセスメント
- ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告等

災害時要配慮者の二次被害防止、安定的な日常生活への移行

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

近年のDWA T活動事例

- ◇ 平成30年7月豪雨〔西日本豪雨〕（岡山県）
- ◇ 令和2年7月豪雨〔熊本豪雨〕（熊本県）
- ◇ 令和3年7月熱海市土石流災害（静岡県）

平成30年7月豪雨における岡山県DWA Tの活動

平成30年7月豪雨時の派遣場所等

〔名称〕

災害派遣福祉チーム（DWA T = Disaster Welfare Assistance Team）

〔派遣場所〕

倉敷市真備町にある**3か所の一般避難所**

（岡田小学校7/10～9/2 蘭小学校7/16～9/2 二万小学校7/18～9/2）

〔派遣構成〕

社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の**福祉専門職の混成チーム**で編成、1クール5日間で活動

〔活動期間〕

7月10日の先遣隊派遣から9月2日第13クールまでの**55日間**、県内39チーム137名(延べ人数262名)

県外15チーム66名が活動 ※県外15チーム（京都6チーム、岩手3チーム、静岡3チーム、群馬2チーム、青森2チーム）

9月2日（日）から9月30日（日）までの**29日間**、つどいの場（ふれあいサロン）活動を継続展開 **(28名)**

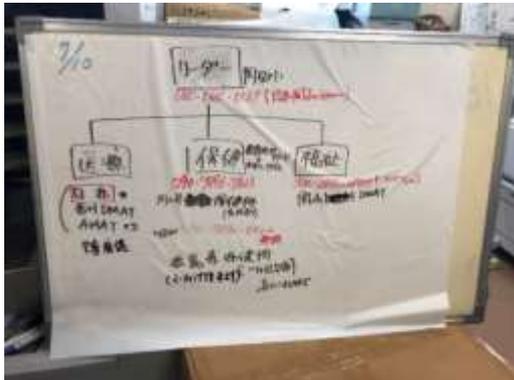
〔派遣先法人・団体〕

社会福祉法人36、医療法人（病院）6、NPO法人2、医療ソーシャルワーカー協会、社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員協会、精神保健福祉士協会等 **計50法人・団体**

〔派遣指示〕

岡山県知事からの派遣要請に基づいた公的な支援チーム

【岡田小保健医療福祉支援体制組織図】



【DMATとの情報共有】



【DMATと連携した避難者への声かけ】



※ 黄色のビブスを着ているのがDWA Tメンバー

平成30年7月豪雨時のDWA T活動実績

日	活動状況
7/10	岡山県DWA T先遣隊メンバーが岡田小学校の状況確認。 <u>医療チーム（DMAT）の診療に立会う。診察後、要配慮者に対する継続的なフォローを要請される</u>
7/11	岡山県DWA T先遣隊メンバーが岡田小学校の状況確認をしつつ、活動拠点の整備を進める。 <u>倉敷市保健所で開催されていた医療・保健関係者が集う「倉敷地域災害保健復興連絡会議（KuradRO）」において、医療チーム（DMAT）が岡山DWA Tの取組を報告、福祉分野の関わり的重要性が認識され、本会議への参画要請がある</u>
7/12～ 9/2	本格活動へ移行。1隊・7名が岡田小学校を拠点に、周辺の避難所を含め、支援活動を展開 京都府・岩手県・静岡県・群馬県・青森県から計名の県外DWA Tも活動
9/2～ 9/30	倉敷市社協における被災者見守り・相談支援体制が構築できるまでの間、支援する団体等がいなかったため、引き続き、岡山県内の社会福祉法人・施設関係者、職能団体の協力のもと、岡山DWA Tで取り組んできた要配慮者の見守りや相談対応、交流の場を提供する「つどいの場（ふれあいサロン活動）」を展開

平成30年7月豪雨時のDWA T主な活動内容

【アセスメント・ラウンド】

- 医療救護班（DMAT）や保健師チーム、JRAT（リハビリ）などの専門職チームと連携し、避難所内の要配慮者を中心に、心身の状態の確認や生活環境の確認、声かけを行う活動

【要配慮者支援】

- アセスメントを通して見えてきた問題や福祉的な支援が必要な方々に対して、例えば、福祉施設利用に向けて福祉関係機関やケアマネへの連絡調整や、虐待案件の通報など必要な支援を行う活動。仮設住宅への転居や避難所の閉鎖の段階では、積極的に地元の関係機関に引き継いでいく活動

【環境整備】

- 避難所内の公衆衛生の向上をはかるためのトイレやごみ箱等の定期的な清掃活動や
下駄箱やスロープ設置提案等の段差解消など福祉的な視点に立った環境整備にむけた活動

【なんでも相談コーナー】

- 被災者の置かれた状況は段階に応じて変わっていくため、いつでも、なんでも相談できるブースを設け、傾聴の姿勢で被災者の相談支援にかかわる活動

【つどいの場（ふれあいサロン活動）】

- 介護予防や仲間作り・交流の場として、軽体操や茶話会を行う活動



災害現場で活躍する福祉のヒーロー

「DWAT(ディーワット)」とは、「Disaster Welfare Assistance Team(災害派遣福祉チーム)」の頭文字を取ったものです。具体的にどんな活動をしている組織なのか、Q&A方式で紹介します。

岡山県社会福祉法人経営者協議会、岡山県社会福祉法人経営青年会 プレゼンツ

DWATについてまとめ

災害現場では消防や警察、自衛隊、行政機関、DMAT(災害派遣医療チーム)、保健師、JRAT(災害派遣リハビリチーム)など様々な専門職チームが活動しますが、福祉のスペシャリストだからこそ気づく「福祉=生活の視点」をもって、被災者に寄りそい、少しでもストレスのない生活を送っていただくために【福祉のヒーローDWAT】は活動しています!!
最近では県北、県南など5つの地域に分かれて、県内200名近いDWAT員が災害の無い時でもDWAT活動の勉強会をし、DWATを一般の皆さんにも広める活動ができるよう取り組んでいます。



福祉で働く。

そのスキルが災害で困っている人を助けるヒーロー

「DWAT」

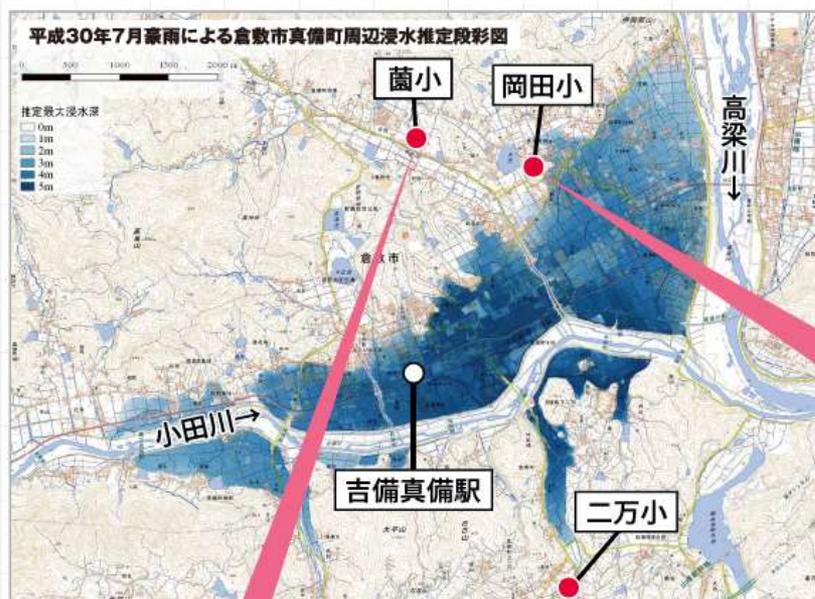
になるのかもしれない。

DWAT 災害福祉支援

(おかやま総合 福祉・介護フェア2021 より)

Q3 岡山県のDWATは今までどんな活動をしたの？

➔ A3 平成30年7月豪雨の時に、倉敷市真備町の3つの小学校へ行きました。約1か月半～2か月くらいの期間活動しました！



Q5 避難場所ではどんなことをしたの？

➡ A5 避難所では主に4種類の活動をしました。

活動a

情報収集・困りごと聞き(アセスメントラウンド)

医師(DMAT)や保健師(看護師資格も持たれています)と一緒に、避難しているご家族ごとに、病気はないか、健康に暮らしているか、困り事はないかなどを避難所の方々に「寄り添う気持ち」をもってお聞きして回りました。避難所によっては100件以上お聞きしたところもありました。



活動b

困っている人を具体的にお助けする(要配慮者支援)

- ①例：「情報収集・困りごと聞き」で一般の避難所では暮らしていけないお年寄りや障がい者の方が見つかった場合には、すぐに老人ホームや障がい者施設を探して、1日でも早く避難できるように交渉します。



一般避難所から設備の整った施設に「つないで」安全安心に生活してもらう。



- ②例：一人暮らしのお年寄りが避難所に5人避難してきていたら、孤独にならないように、すぐ近くの部屋で集まって過ごしてもらって、同年代が交流しやすくしたり、サロン活動にお誘いしたりします。



避難所で孤立しないように、サロン活動と「つないで」人とのつながりを創出する。



活動c

なんでも相談コーナー

本当に「なんでも相談に乗る！」活動で、内容はさまざまです。人探し、被災状況、今日の天気、世間話、個人的な相談、多方面への苦情、被災者への支援金や使える制度、避難所情報(炊き出しや食事の時間、物資配布場所、自衛隊風呂利用時間など)といった、幅広い相談に対応しました。



DWATが分からないことは、
避難所管理者(市町村)などに、
「つないで」説明してもらう。



活動d

環境整備をして、生活しやすい環境を整えるお手伝いをする

また、最後には地域の方達(避難所の方達)自身の手で「地域のことは、地域で完結できる」ように話し合い、説明して、環境整備自体を地域の仕事として自立できるように支援します。

①例：「体育館の入り口の下足が散乱している。」

→問題点<不衛生である。見た目も気になる。靴がどこかにいって、なくなる。>

→解決策『段ボールで靴箱を作ろう!』



Before

「生活」を快適に!
うん、スッキリ!



After

②例：「決まったゴミ捨て場がない。ゴミ集めをする人がいない。最後にゴミをもっていくところが分からない。」

→問題点<誰かゴミ集めしてほしいけど人がいない。どんどん避難所が汚くなる。>

→解決策『決まった場所にゴミ箱を設置して、ゴミを分別できるようにする。』

決まった時間にゴミ収集する。収集したゴミを避難所指定のゴミ捨て場に持っていく。』



Before

少しでも当たり前の「生活」が
送れるようにしたい



After

本日の内容

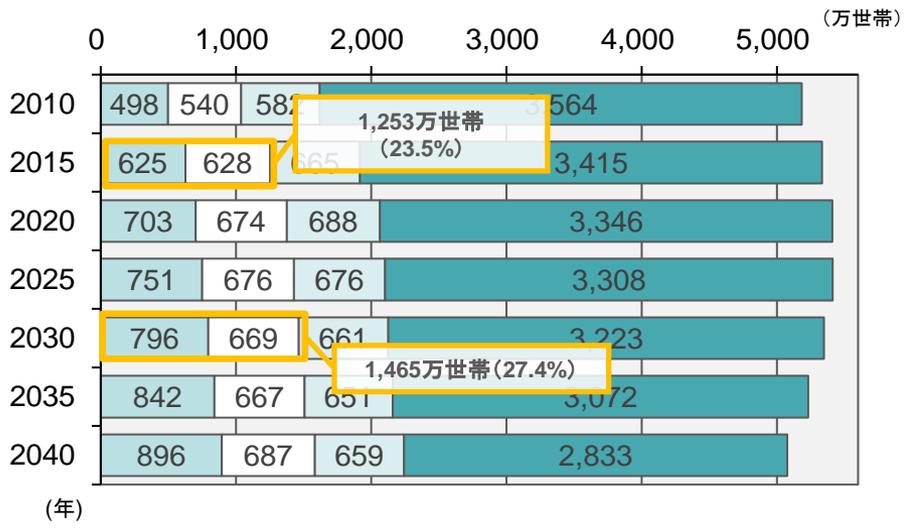
1. 地域共生社会の実現に向けて
2. 住まい支援

世帯の動向について(高齢者世帯、単身高齢者世帯の推移)

第4回検討会
(R5.9.21) 参考資料より

- 今後、高齢者世帯は増加し、2030年には約1,500万世帯となる見通し。
- 現在、単身世帯は総世帯数の1/3(約1,800万世帯)を占め、世帯類型で最も多い類型となっており、今後も増加する見通し。2030年には、単身高齢者世帯は約800万世帯に迫る見通し。

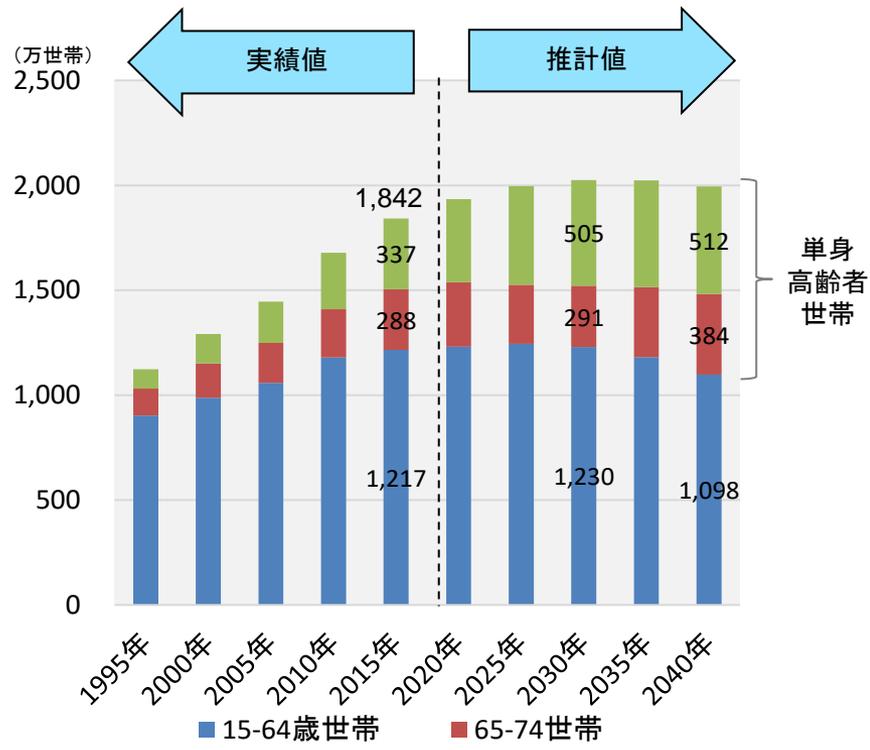
【高齢者世帯数の推移】



■ 単身高齢者世帯 ■ 高齢者夫婦世帯 ■ 高齢者がいるその他の世帯 ■ その他の世帯

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）及び総務省「平成27年国勢調査」をもとに、国土交通省作成

【年齢別単身世帯数の推移】

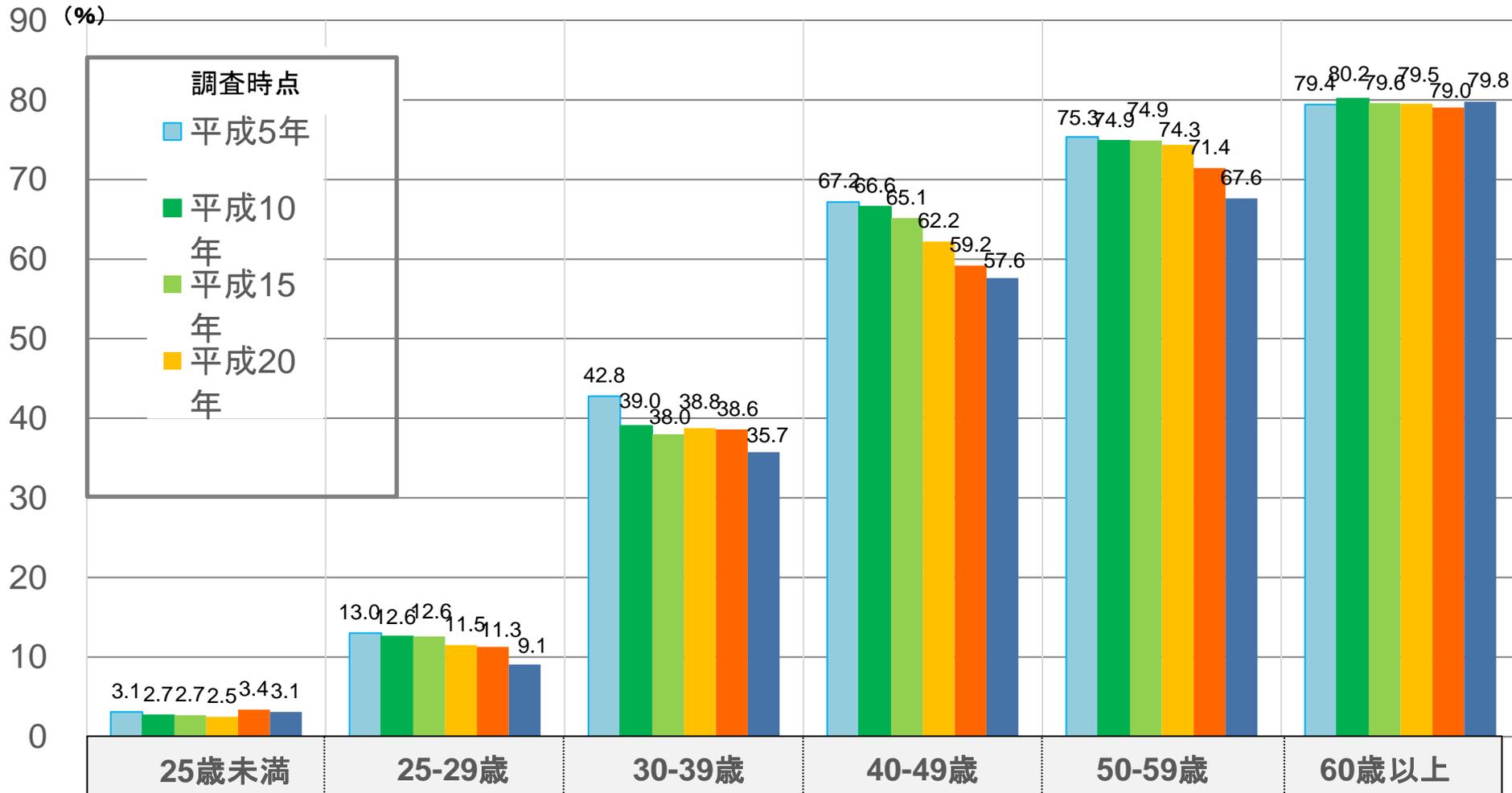


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）総務省「国勢調査」をもとに、国土交通省作成

年代別持家率の推移

第4回検討会 (R5.9.21)
参考資料より

○ 持家率は、近年、20歳代～50歳代において減少傾向



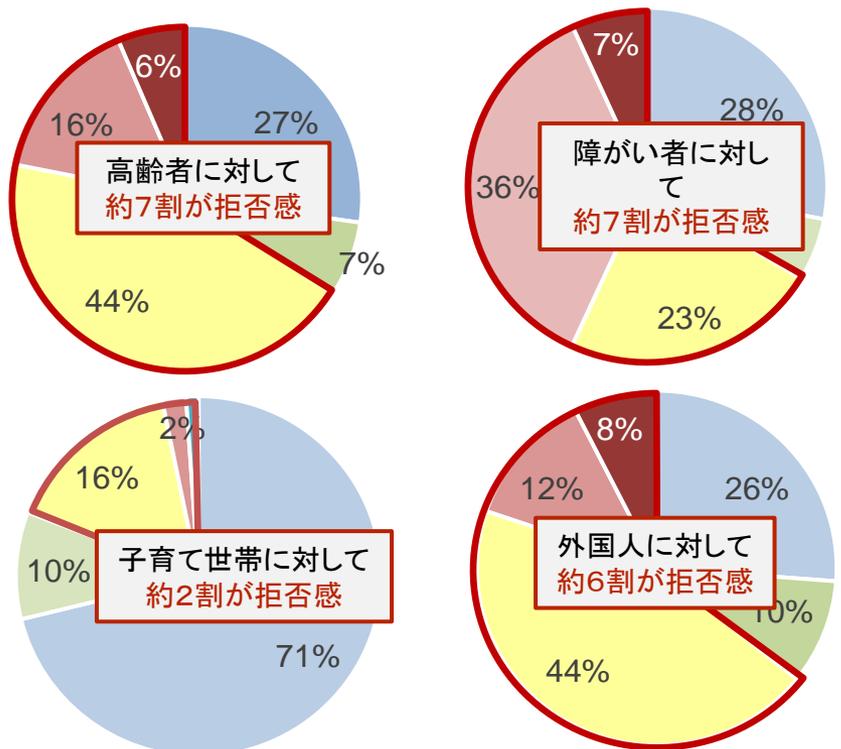
出典：総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

住宅確保要配慮者に対する大家等の意識及び入居制限の理由

第4回検討会
(R5.9.21)
参考資料より

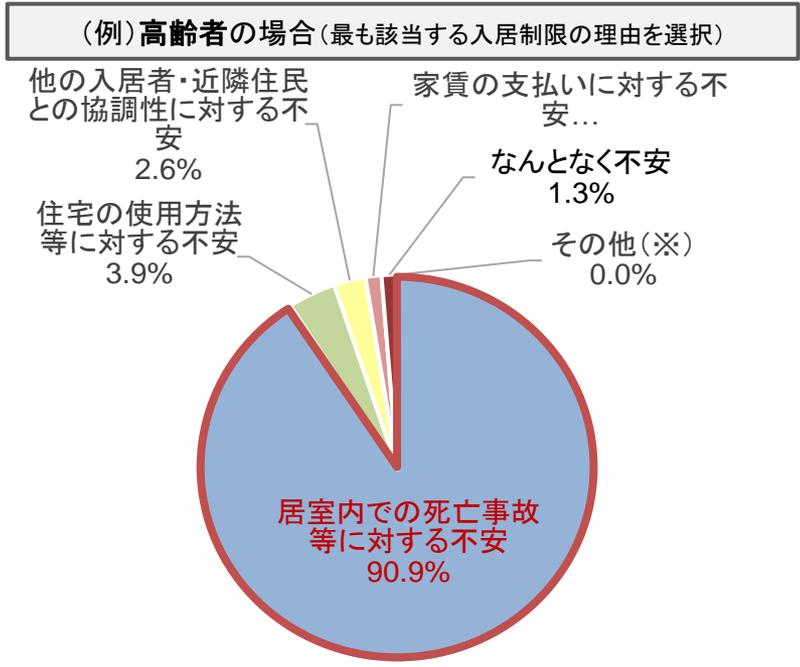
- 住宅確保要配慮者の入居に対し、賃貸人(大家等)の一定割合は拒否感を有している。
- 入居制限を行う「最も該当する理由」については、高齢者の場合、「居室内での死亡事故等に対する不安」が約9割となっている。

【住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人(大家等)の意識】



■ 従前*と変わらず拒否感はない ■ 従前*は拒否感があったが現在は無い
■ 拒否感はあるものの従前*より弱くなっている ■ 従前*と変わらず拒否感が強い
■ 従前*より拒否感が強くなっている * 5年前との比較

【賃貸人(大家等)の入居制限の理由】



※その他の選択肢としては、以下があった(いずれも選択数0)。
 ・主な入居者と異なる属性の入居による居住環境の変化への不安
 ・入居者以外の者の出入りへの不安
 ・習慣・言葉が異なることへの不安
 ・生活サイクルが異なることへの不安
 ・その他

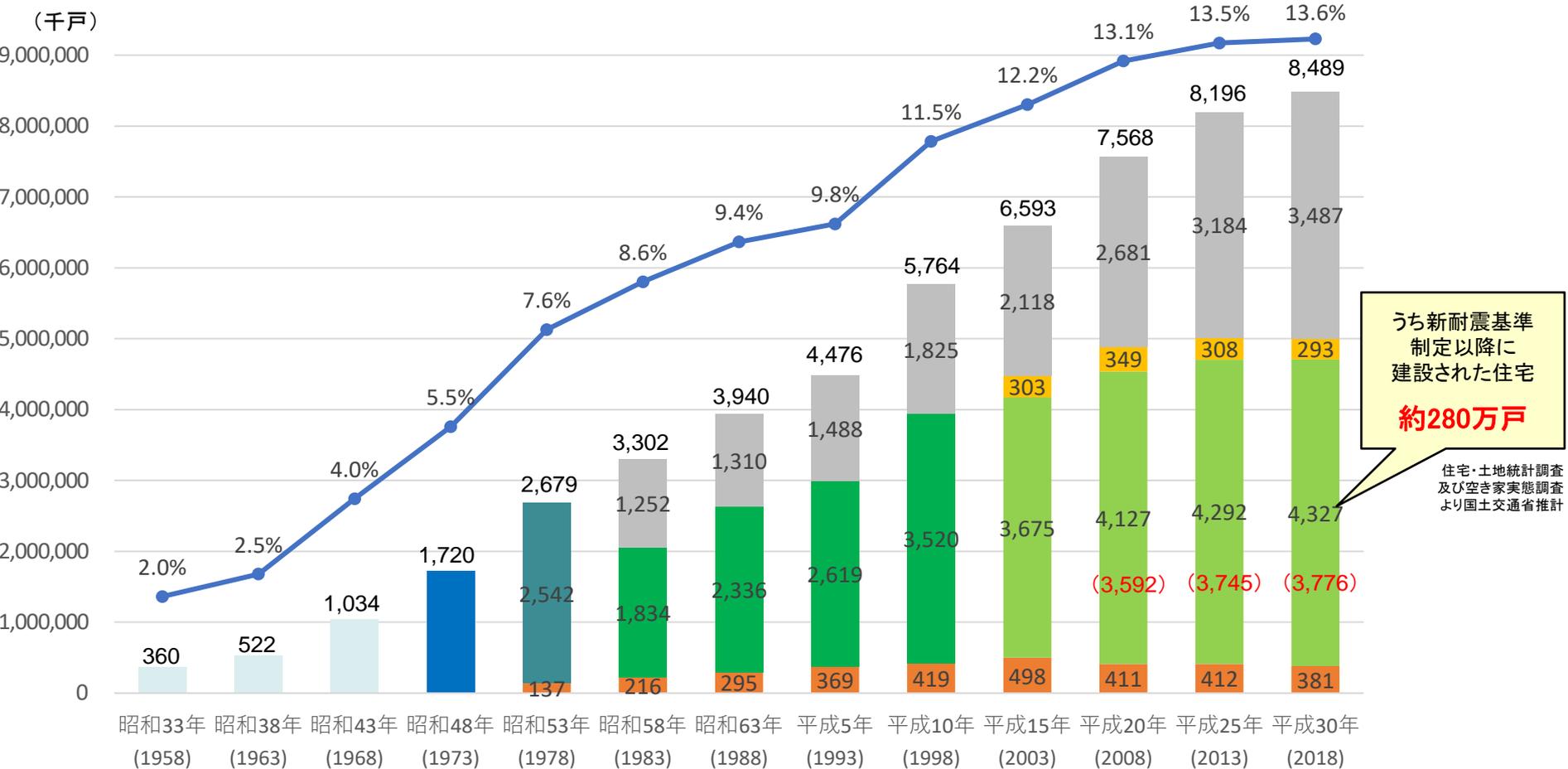
出典：令和3年度国土交通省調査
 ※(公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員のうち、入居制限を行っている団体を対象に、入居者の属性ごとに最も該当する入居制限の理由を回答(回答数：76団体)

出典：令和3年度国土交通省調査
 ※(公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施(回答者数：187団体)

空き家数・空き家率の推移(昭和33年～平成30年)

第4回検討会 (R5.9.21) 参考資料より

○ 全国の空き家数は約849万戸あり、そのうち賃貸用空き家は約433万戸(そのうち共同住宅は約378万戸)。
 ○ 賃貸用空き家約433万戸のうち、昭和56年(新耐震基準制定)以降に建設された住宅は約280万戸。



うち新耐震基準制定以降に建設された住宅
約280万戸

住宅・土地統計調査及び空き家実態調査より国土交通省推計

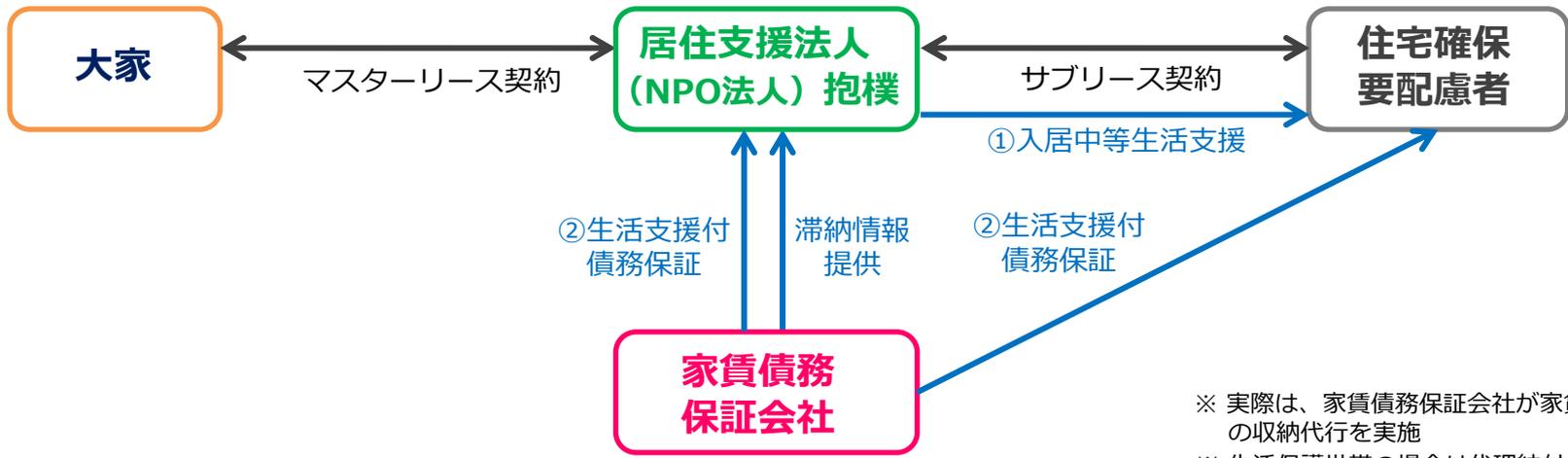
住宅・土地統計調査(昭和33年～平成30年)
 ※空き家率は住宅総戸数からみた空き家数の割合

サブリース方式により住宅提供と居住支援を一体で行う取組(認定NPO法人抱樸)

○ 空き室を一括サブリースし、家賃債務保証業者と連携した生活支援付債務保証の仕組みを構築して、見守り支援付き住宅を運営。

第4回検討会 (R5.9.21) 参考資料より

スキーム



※ 実際は、家賃債務保証会社が家賃の収納代行を実施
 ※ 生活保護世帯の場合は代理納付も活用

物件内容の例

- 所在地 : 福岡県北九州市
- 戸数 : 57戸
- 面積 : 21.7㎡
- 間取り : 1K、1R
- 家賃 : 29,000円/月
- 共益費 : 6,050円/月
- 生活支援費 : 2,200円/月
- 賃貸保証料 : 350円/月※
- ※契約時 35,050円



空室が増えた物件の一部住戸を、抱樸が一括サブリース

出典：H30年度居住支援全国サミット資料

支援内容

- ①居住支援法人による支援内容
 - ・常駐の管理人による日常的な見守り(安否確認)
 - ・自立生活サポートセンターとマンション内事務所支援員による専門的支援 等
- ②家賃債務保証会社による支援内容
 - ・原則、断らない家賃債務保証
 - ・月2回の安否確認オートコール

サブリース方式により住宅提供と居住支援を一体で行う取組(社会福祉法人悠々会)

- 要配慮者からの相談に対し、希望に沿った物件探し及び大家との交渉を行い、1部屋ごとに悠々会が借り上げてサブリースする「あんしん住宅事業」を実施。
- 家賃の差額や補助金を活用し、入居中はIoT機器による見守りサービス等の生活支援を提供。

第4回検討会 (R5.9.21)
参考資料より

スキーム



物件内容

- 要配慮者からの希望をヒアリングした上で借り手の見つからない物件をマッチングするため、物件内容、家賃等は1戸ごとに異なる。



物件の例
出典: 悠々会HP

	H30	R1	R2	R3	R5
入居戸数	14戸	15戸	18戸	26戸	28戸

支援内容

- 常設の相談窓口及び相談会により、相談を受付。
- 借り上げた全ての物件に、24時間見守りシステムと自動消火装置を整備。
- 入居後はセンサーや定期的な巡回による見守りサービスを実施。
- 社会福祉法人のノウハウを活かし、介護や看護が必要となった際に様々な関係機関と連携し、速やかに対応。
- 引っ越し支援、行政機関への手続きや申請等、日常生活の様々な支援を実施。



悠々会が提案する支援サービス
出典: 悠々会HP

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会 これまでの議論の整理（中間とりまとめ素案）の概要

1. はじめに

住宅セーフティネットの機能を一層強化するため、国土交通省、厚生労働省、法務省が連携し、多様な主体が協働して取り組む仕組みの構築や、制度の充実・見直し、補助、税制等幅広い方策について検討すべきである。

2. 現状・課題

住宅確保要配慮者（賃借人）を取り巻く現状・課題

- 人口減少が進む一方、高齢者（特に75歳以上）は増加。単身の高齢者は2030年には800万世帯に迫る見通し。
※75才以上人口 約1,613万人（2015年）→ 約2,288万人（2030年推計）
- 住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」）は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合が多い。

大家（賃貸人）を取り巻く現状・課題

- 要配慮者の孤独死等への不安から、一定割合が拒否感を有している。
※高齢者、障害者に対する大家の入居拒否感：約7割
※高齢者の入居拒否の理由：居室内での死亡事故等への不安が約9割
- 民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。
※空き家数は 約849万戸。そのうち賃貸用空き家は 約433万戸
※住戸面積30㎡未満の民間賃貸住宅は約32%（公営住宅は1%）

現行の住宅セーフティネット制度の現状・課題

- ・ 居住支援法人716法人
- ・ 居住支援協議会 132協議会 うち、都道府県47（100%）市区町村90（5%）
- ・ 要配慮者専用の住宅やすぐに入居できる住宅が少ない（登録住宅約87万戸うち専用住宅5,357戸、登録住宅の空室率2.3%）
- ・ 登録住宅に低家賃の物件が少ない（家賃5万円未満は19%（東京都1%））

3. 方向性

福祉施策と住宅施策が連携し、行政も積極的に関与しつつ、相談に始まる一貫した支援体制を構築

要配慮者の特性に応じ、入居時のみならず入居中や退去時の対応の充実、その際、居住支援法人の効果的な活用

賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ、賃貸人の不安を解消しつつ住宅ストックを積極的に活用

4. 今後の取組（検討事項）

①住宅確保要配慮者（賃借人）への居住支援の充実

- 住宅部局と福祉部局の連携による総合的で地域に密着したハード、ソフトに関する情報提供・相談体制の構築・充実
- 居住支援協議会を積極的に活用し、入居前から退去時まで切れ目なく対応できる体制を整備
- 既存の福祉相談窓口等における住まいに関する相談・支援機能の強化・明確化
- 居住支援法人等が緩やかな見守りを行い、必要な福祉サービスにつなぐなど、伴走型のサポートを行う新たな住宅の仕組みの構築
- サブリース事業の円滑な実施を含め、居住支援法人が安定的に地域で必要な取組を行うための仕組み

②大家（賃貸人）が住宅を提供しやすい市場環境の整備

- 要配慮者に対する家賃債務保証制度の充実、緊急連絡先が確保できないなどの課題への対応
- 生活保護受給者への住宅扶助の代理納付の原則化
- 賃貸人が安心して住宅を提供できるための見守りなどの入居中サポートの充実
- 居住支援法人の関与など、孤独死した場合の残置物処理等の負担を軽減できる仕組み
- 終身建物賃貸借（死亡時に借家権が相続されない賃貸借）の対象住宅の拡大や事務手続きの簡素化

③住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策

- セーフティネット住宅の居住水準の見直し、改修費への支援の柔軟な運用等
- 公営住宅等の公的賃貸住宅との役割分担と公的賃貸住宅ストックの積極的活用
- 住宅だけではなく、地域における居場所（いわゆるサードプレイス）づくりの取組の推進

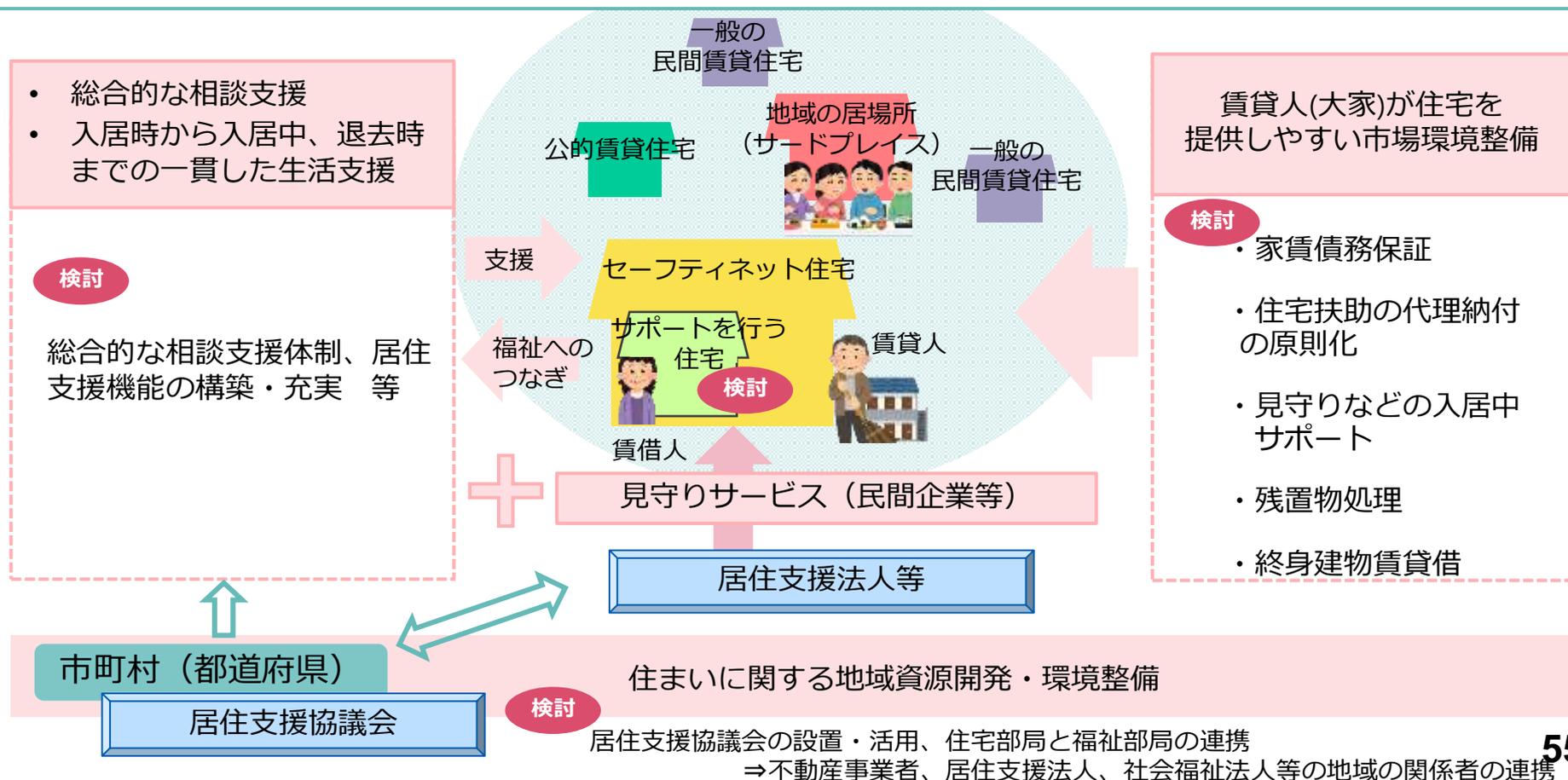
④地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

- 基礎自治体レベルで関係者が連携し、各種制度や地域の取組・資源を活用した体制整備を推進
- 一人一人の様々な状況・課題に合わせた必要な支援を適切にコーディネートするための体制の検討
- 刑務所出所者等への見守り等の支援による賃貸人の理解と協力の拡大

総合的・包括的な「住まい支援」のイメージ（今後の主な検討事項）

第14回全世代型社会保障構築会議
(令和5年10月4日) 資料3より

- 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居して安心して生活できるよう、**賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備**するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図るため、**国土交通省、厚生労働省等が連携して総合的・包括的な施策を検討**する。
- 都道府県・市町村（住宅部局・福祉部局等）と地域の関係者による「住まい支援」の体制整備を全国的に推進する。居住支援協議会の設置と更なる活用を図りつつ、地域の実情に応じて、①**総合的な相談支援**、②**入居前から入居中、退去時（死亡時）の支援**、③**住まいに関する地域資源開発・環境整備の推進方策**を検討する。



参考

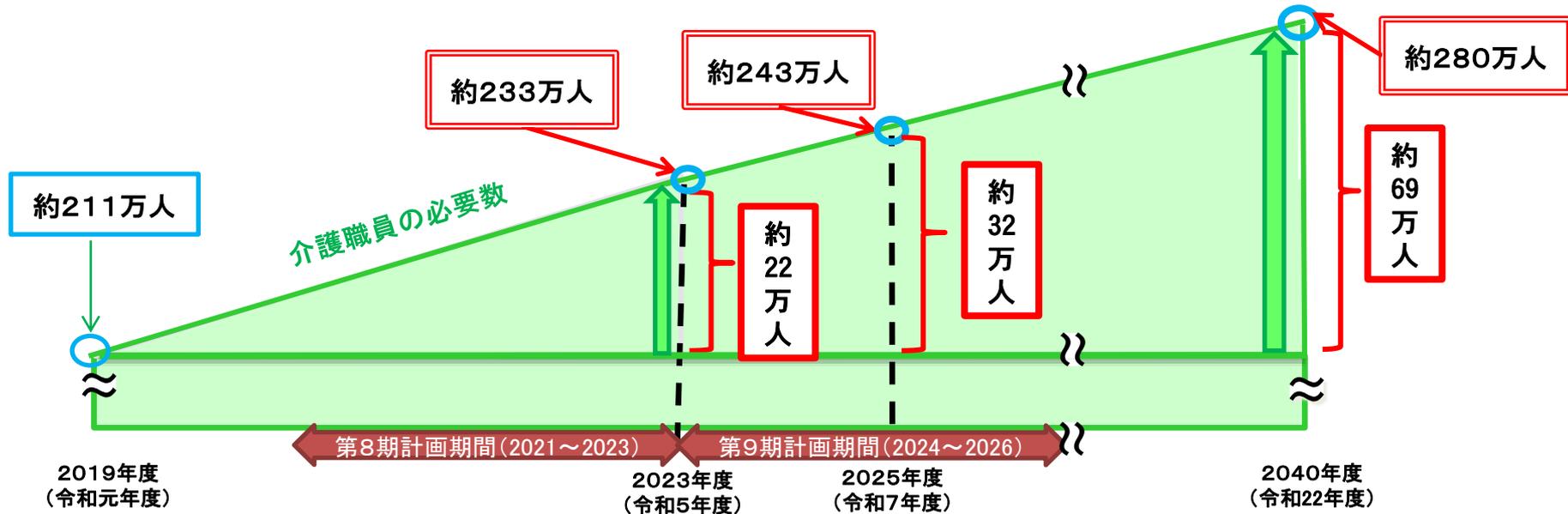
(介護人材確保)

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））
 となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

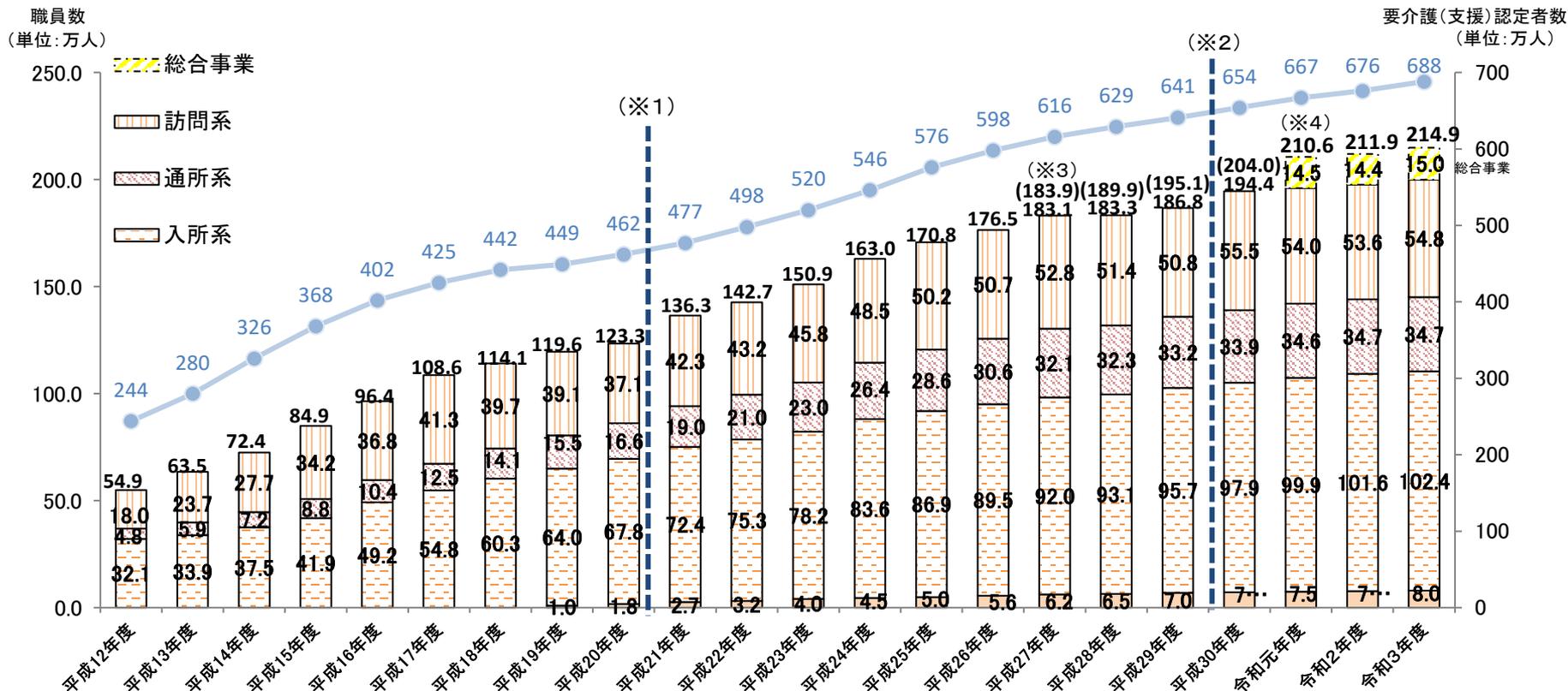
注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものである。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。

平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)

平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

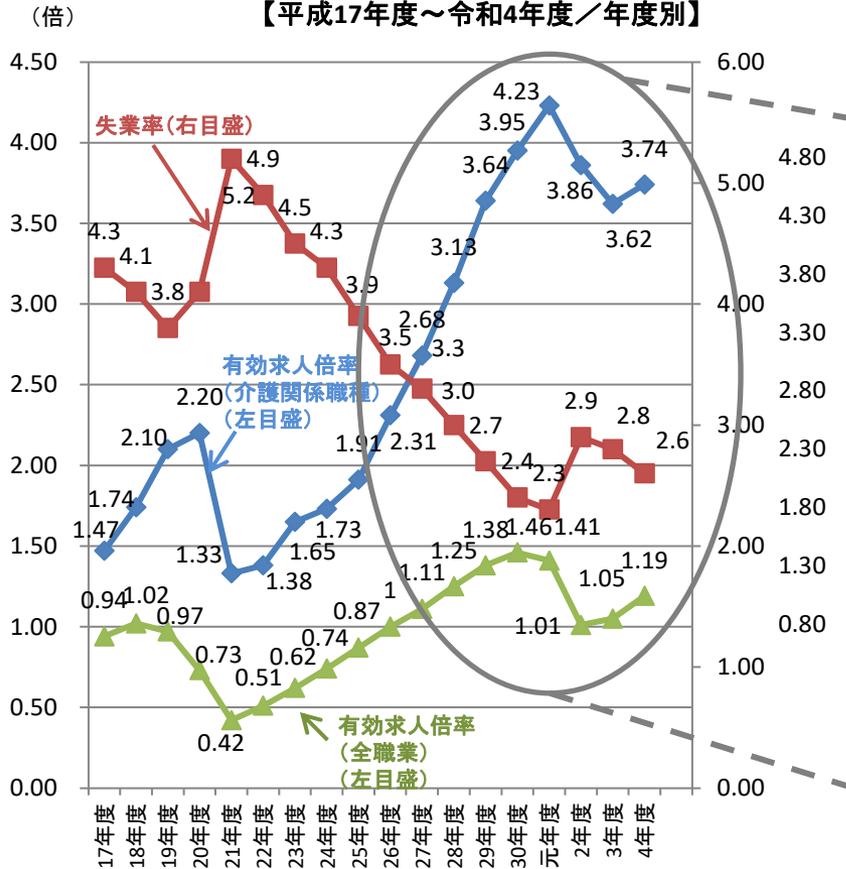
平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)

令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

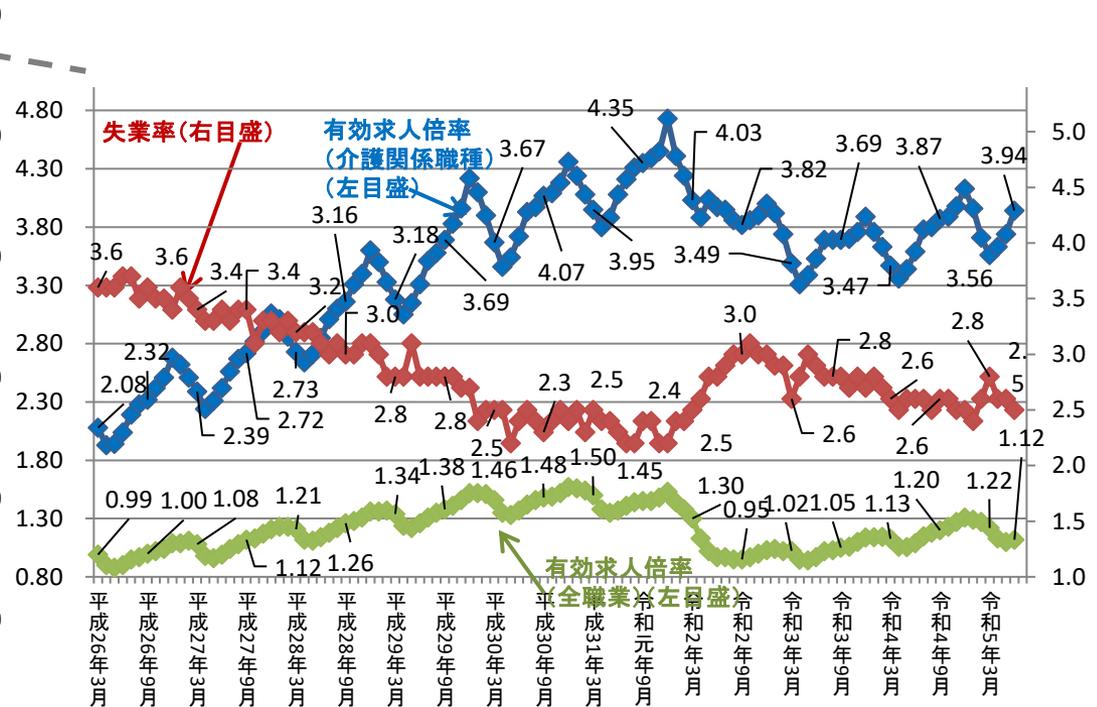
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年度～令和4年度/年度別】



有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和5年6月/月別】



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

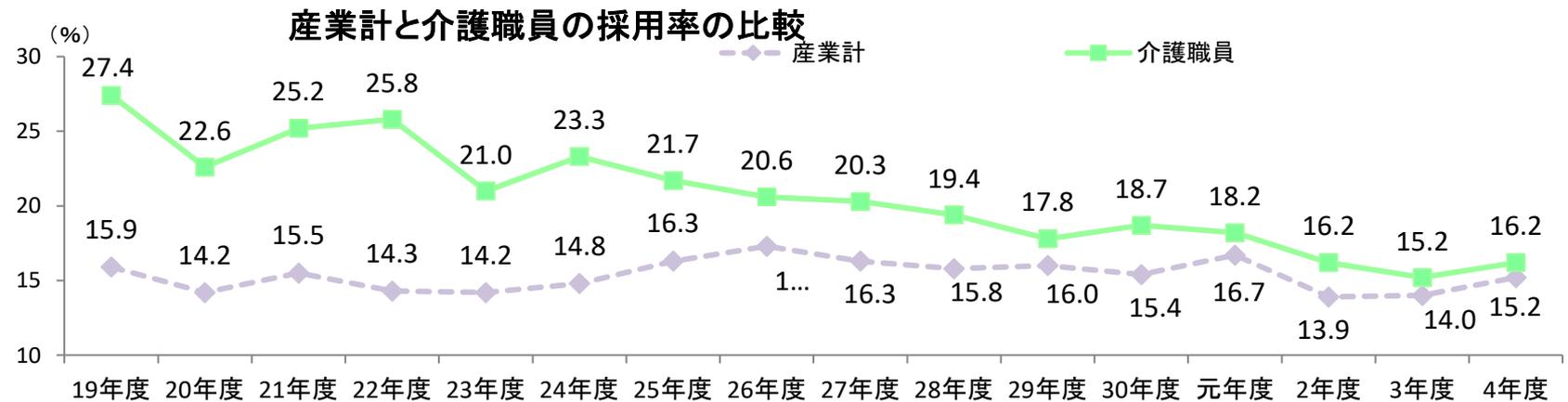
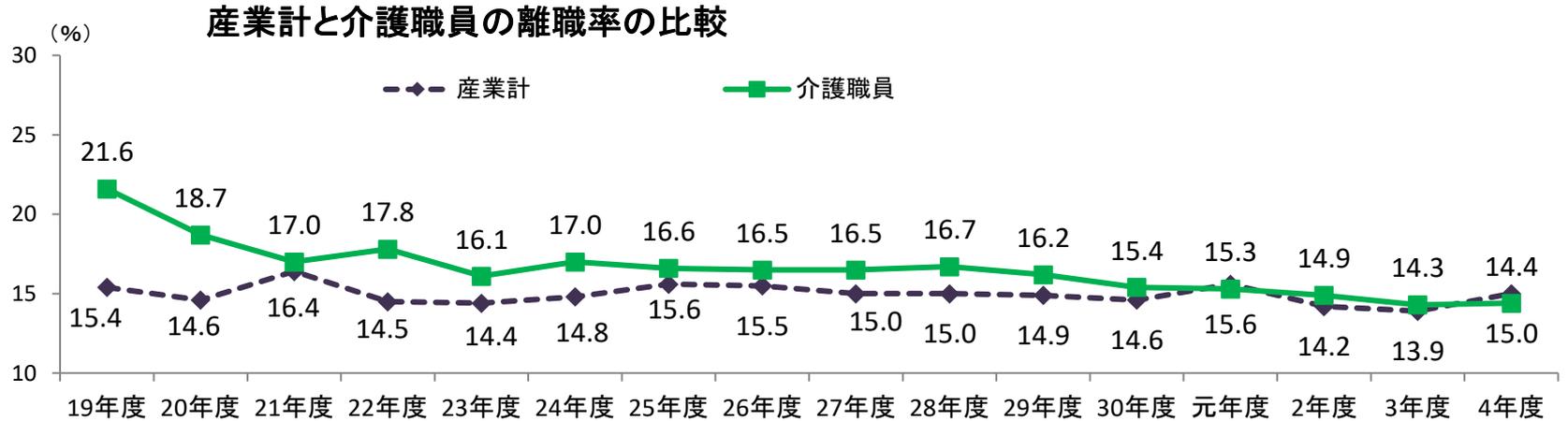
(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

離職率・採用率の状況

○ 介護職員の離職率は低下傾向にある。

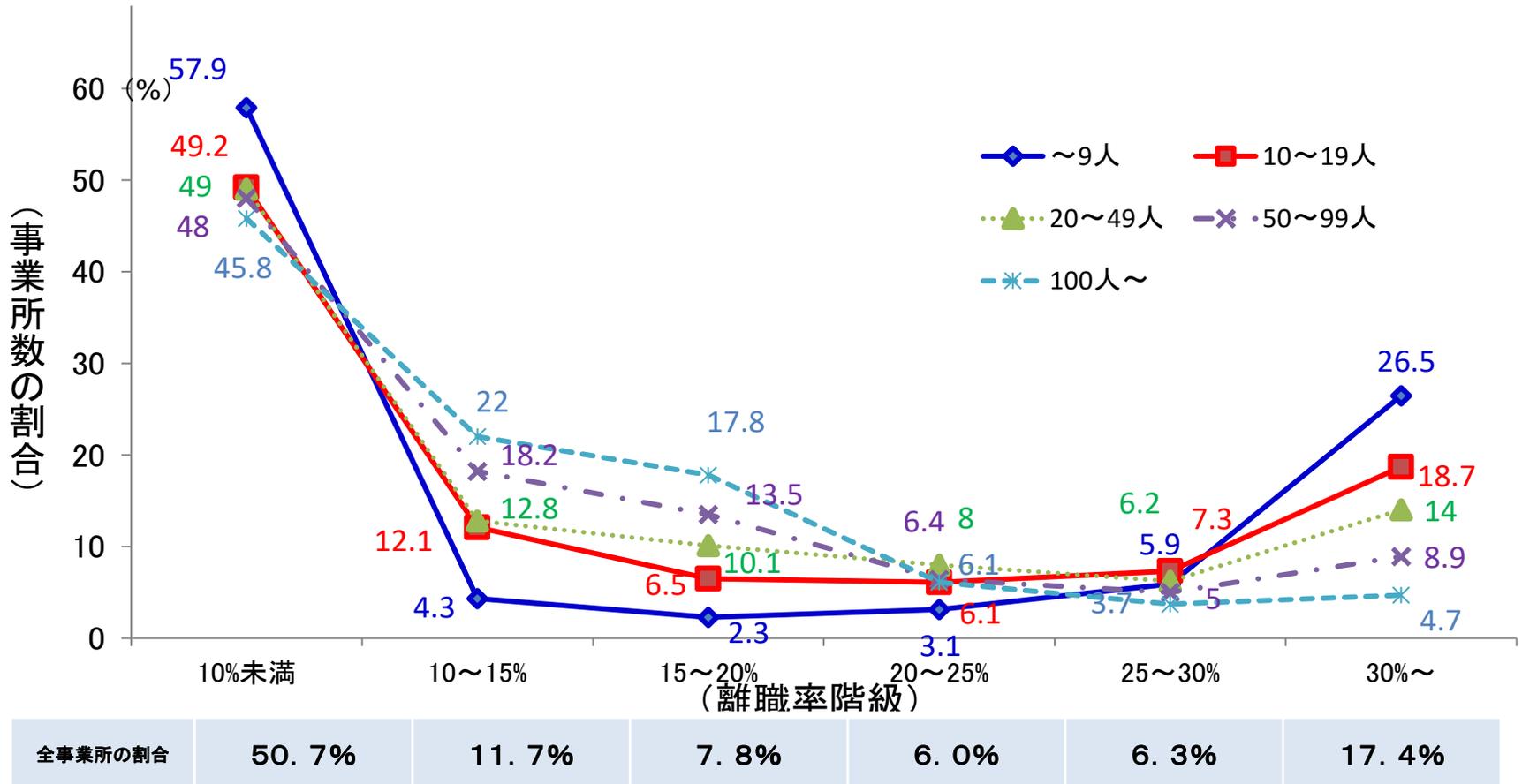


注) 離職(採用)率=1年間の離職(入職)者数÷労働者数

【出典】産業計の離職(採用)率:厚生労働省「令和4年雇用動向調査」、介護職員の離職(入職)率:(財)介護労働安定センター「令和4年度介護労働実態調査」

離職率階級別にみた事業所規模別の状況

○ 介護職員の離職率は、事業所別に見るとバラツキが見られ、10%未満の事業所が約5割である一方、離職率が30%以上と著しく高い事業所も約2割存在する。



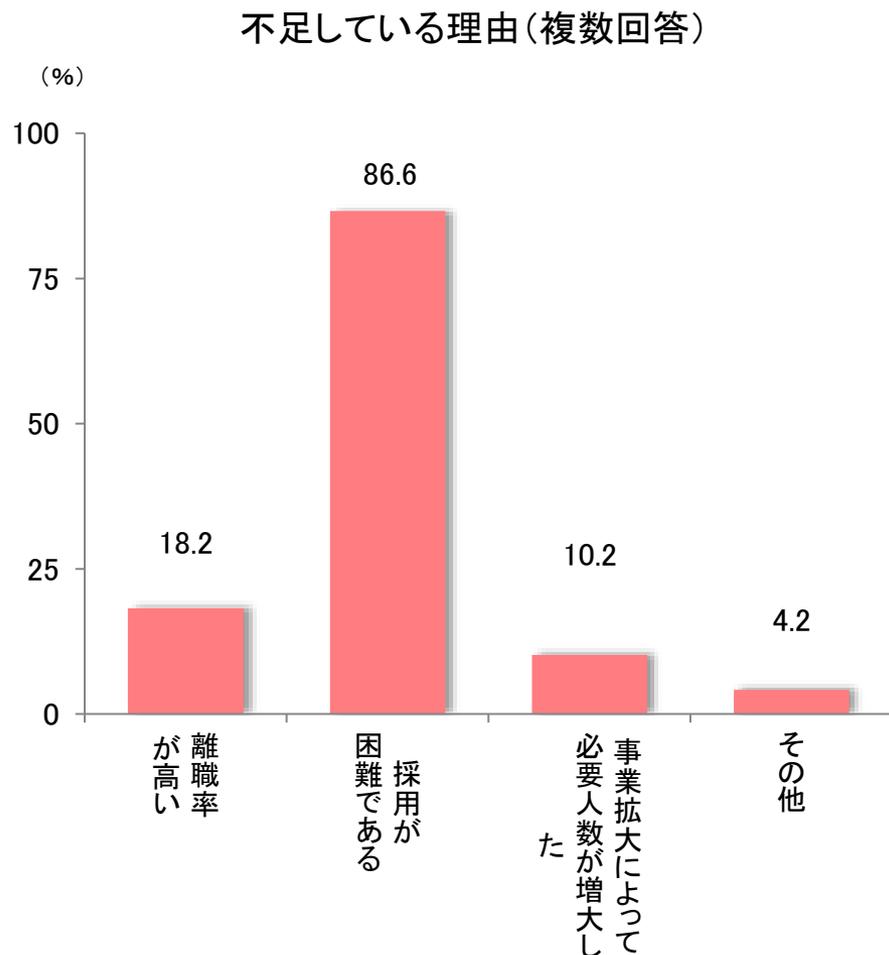
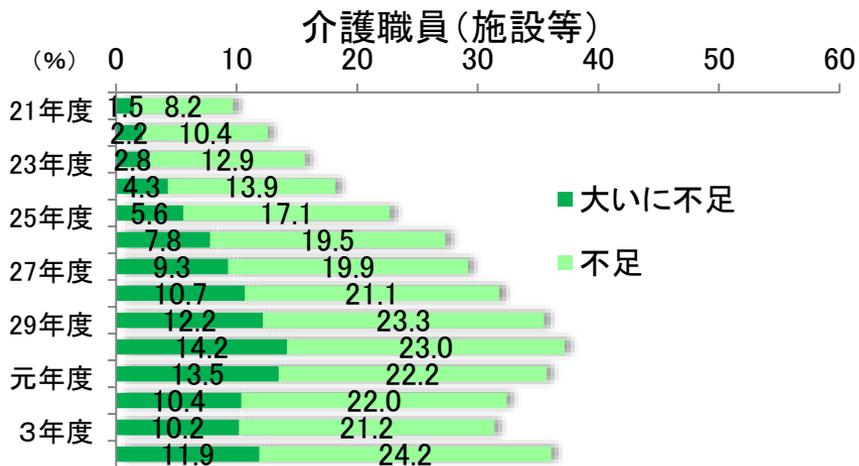
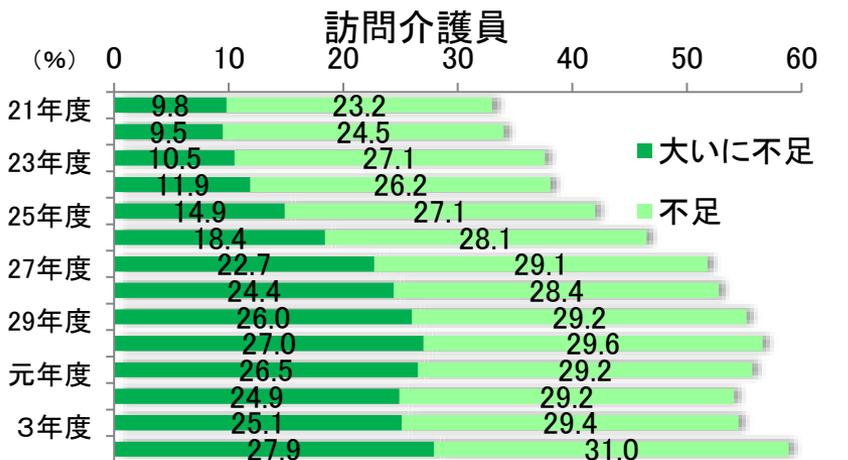
注1) 離職率=(1年間の離職者数)÷労働者数

注2) 離職率の全産業平均15.0%(厚生労働省「令和4年雇用動向調査」より)

【出典】令和4年度介護労働実態調査((公財)介護労働安定センター)

介護サービス事業所における従業員の過不足の状況

○ 介護サービス事業所における人手不足感は強くなってきており、訪問介護の人手不足感が特に強い。不足の理由に採用が困難であることを挙げる割合が高い。



注) 介護職員(施設等): 訪問介護以外の指定事業所で働く者。

訪問介護員: 訪問介護事業所で働く者。

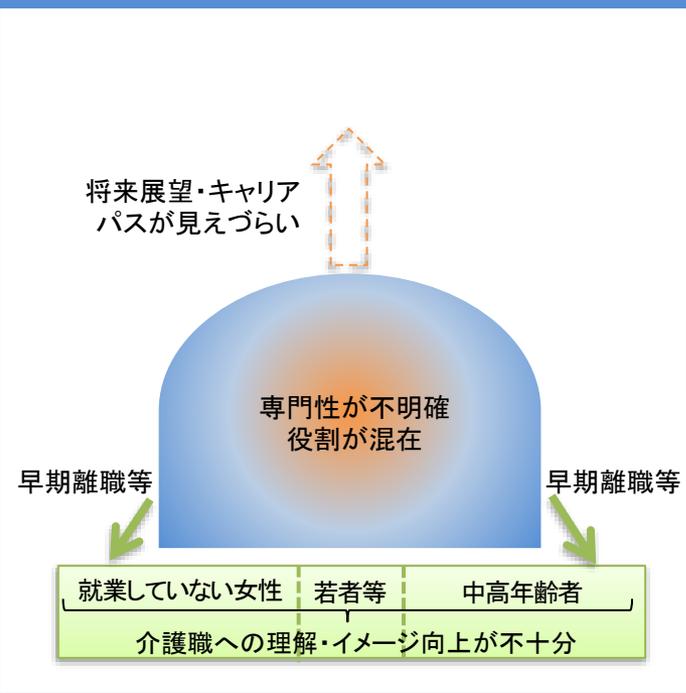
【出典】平成21～令和4年度介護労働実態調査 ((公財)介護労働安定センター)

注) 訪問介護員・介護職員を含む従業員全体で見た場合に、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を選択した施設・事業所が回答。

【出典】令和2年度介護労働実態調査 ((公財)介護労働安定センター)

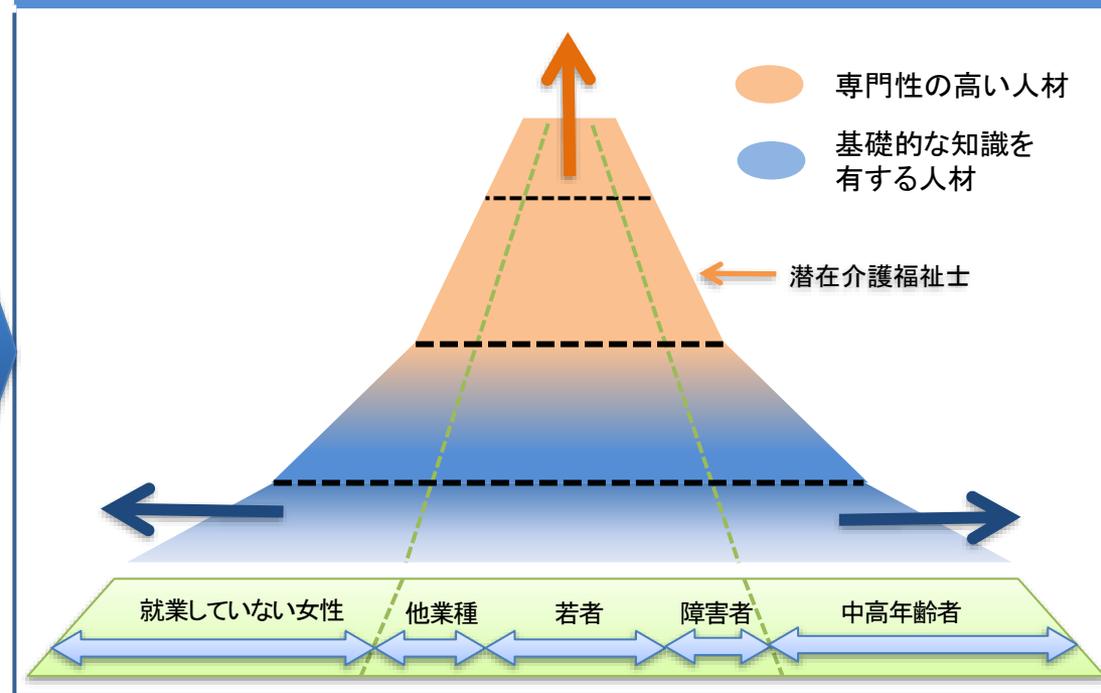
介護人材確保の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～

現状



転換

目指すべき姿



参入促進

1. すそ野を拓げる

人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る

労働環境・
処遇の改善

2. 道を作る

本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する

3. 長く歩み続ける

いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る

資質の向上

4. 山を高くする

専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

5. 標高を定める

限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の 処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施
 - 介護職員について、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、2022年2月から実施
- ※ 令和3年度介護報酬改定では、介護職員の人材確保・処遇改善等にも配慮し、改定率を+0.70%とするとともに、更なる処遇改善について、介護職員間の配分ルールを柔軟化を実施。

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

外国人材の受 入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

参考

(社会福祉士について)

社会福祉士の資格の概要

1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) 第2条第1項

2 資格取得方法

3つのルートの内いずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

3 国家試験の概要

- 実施時期 年1回の筆記試験(例年2月上旬に実施)
- 試験科目 ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、(筆記試験) ⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度
※精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目)の試験が免除される。
- 第35回試験結果(令和4年度実施) 受験者数 36,974人、合格者数 16,338人(合格率44.2%)

4 資格者の登録状況

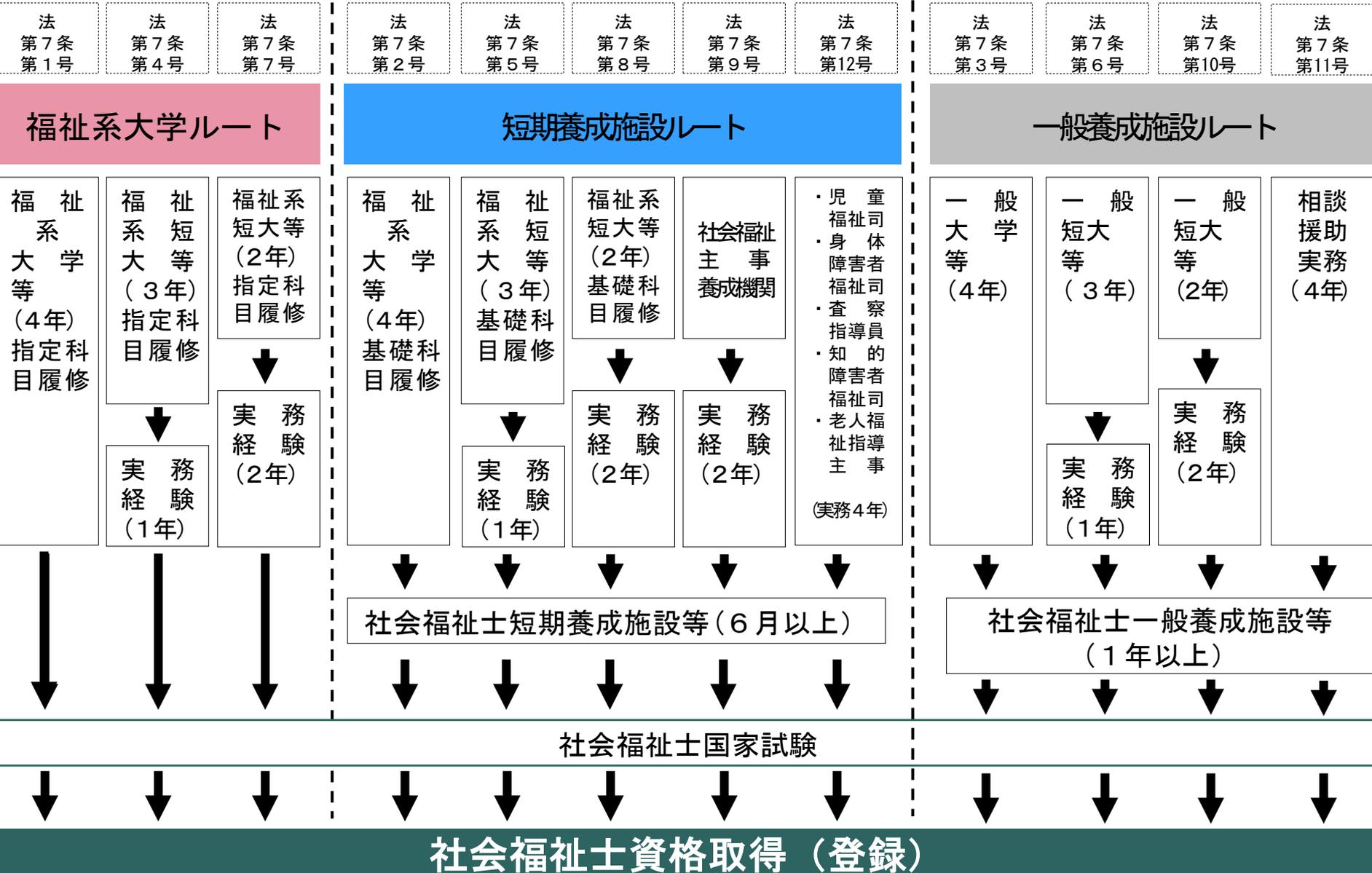
280,968人(令和5年3月末現在)

5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数(令和5年4月1日時点)
福祉系大学等: 236校 294課程
社会福祉士指定養成施設: 68校96課程

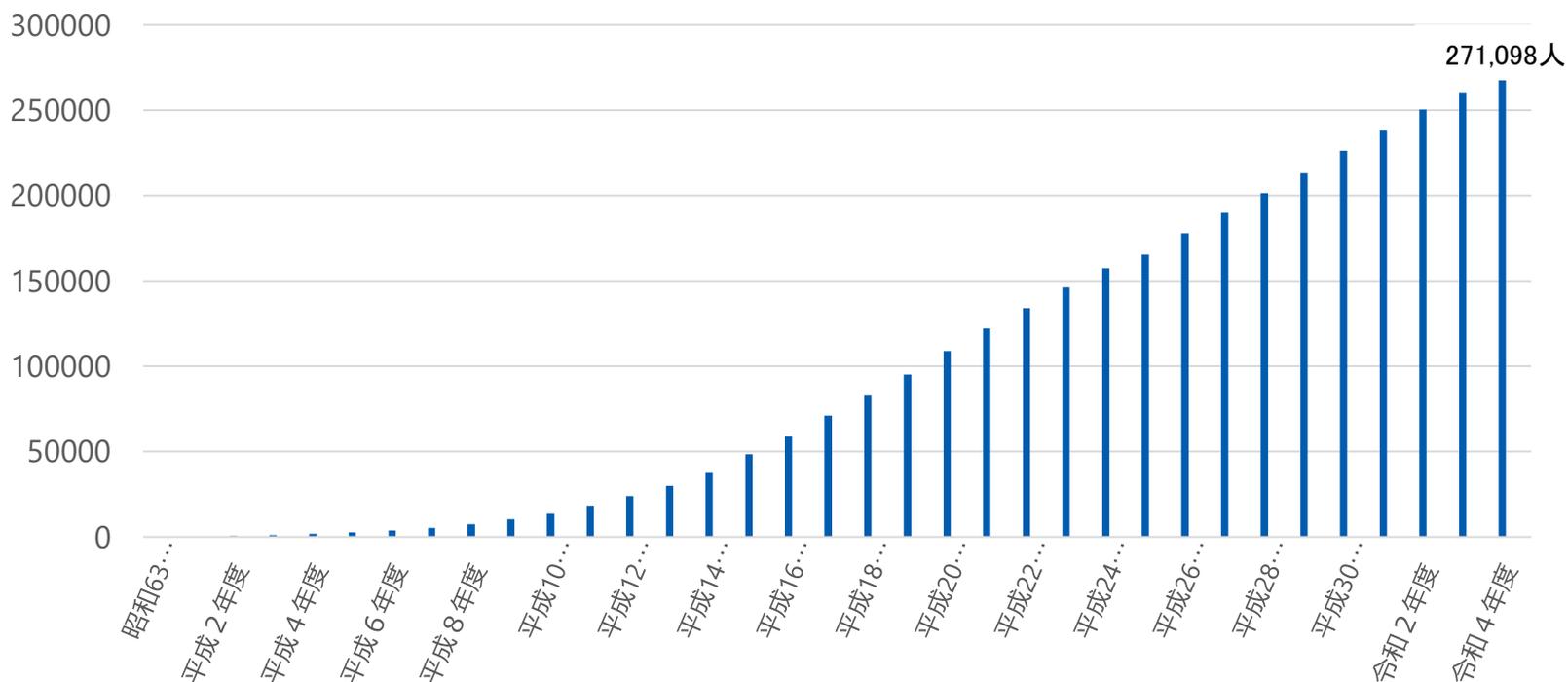
社会福祉士の資格取得ルート

「法」 ……社会福祉士及び介護福祉士法



社会福祉士の登録者数の推移

社会福祉士登録者数は、令和4年9月末時点で、27万1,098人となっている。



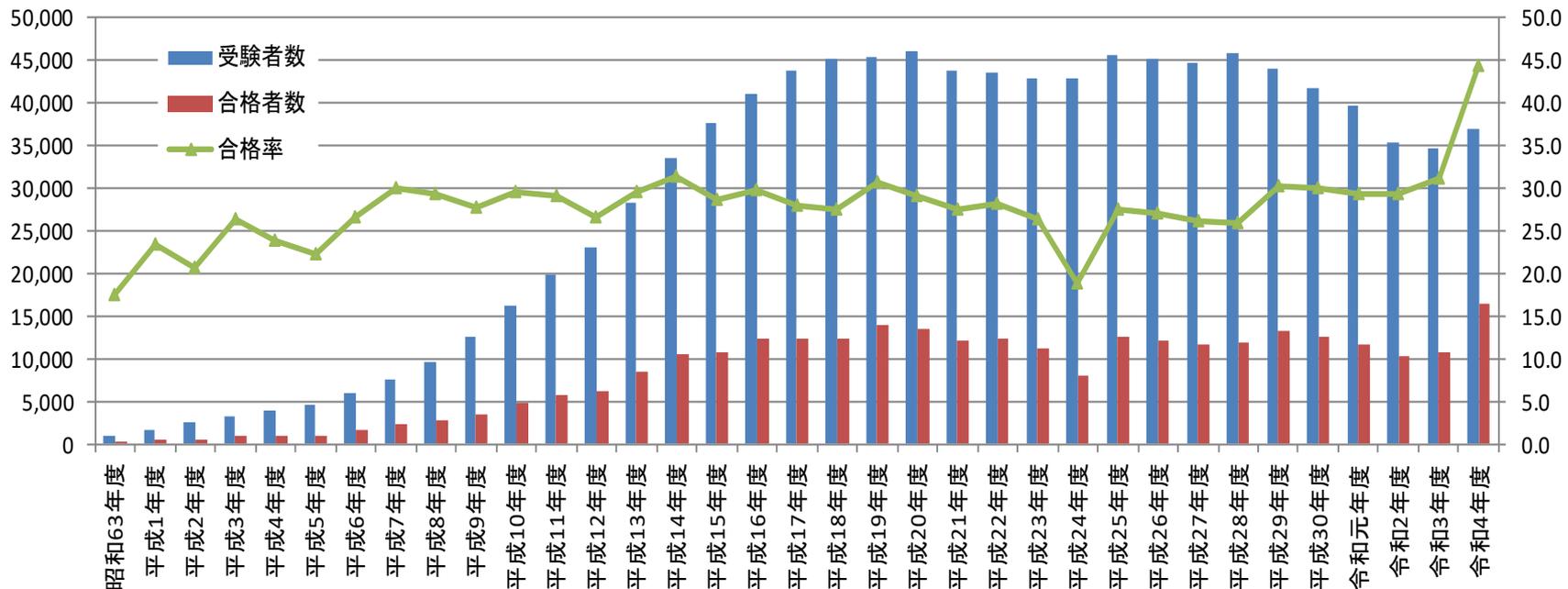
社会福祉士

S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
0	168	527	1,033	1,873	2,783	3,801	5,309	7,485	10,267	13,650	18,375	24,006	29,979	38,157
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
48,409	58,952	70,968	83,355	95,216	108,877	122,138	134,066	146,220	157,463	165,494	177,896	189,903	201,433	213,145
H30	R1	R2	R3	R4										
226,283	238,696	250,346	260,518	271,098										

※ 各年度9月末時点

社会福祉士国家試験の受験者数等の推移

社会福祉士国家試験の実施状況については、令和4年度(第35回)の試験では、受験者数が3万6,974人、うち合格者数が1万6,338人、合格率が44.2%となっている。



社会福祉士

(単位: 人、%)

	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
受験者数	1,033	1,617	2,565	3,309	3,886	4,698	5,887	7,633	9,649	12,535	16,206	19,812	22,962	28,329	33,452	37,657	41,044	43,701
合格者数	180	378	528	874	924	1,049	1,560	2,291	2,832	3,460	4,774	5,749	6,074	8,343	10,501	10,733	12,241	12,222
合格率	17.4	23.4	20.6	26.4	23.8	22.3	26.5	30	29.4	27.6	29.5	29	26.5	29.5	31.4	28.5	29.8	28

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受験者数	45,022	45,324	46,099	43,631	43,568	42,882	42,841	45,578	45,187	44,764	45,849	43,937	41,639	39,629	35,287	34,563	36,974
合格者数	12,345	13,865	13,436	11,989	12,255	11,282	8,058	12,540	12,181	11,735	11,828	13,288	12,456	11,612	10,333	10,742	16,338
合格率	27.4	30.6	29.1	27.5	28.1	26.3	18.8	27.5	27	26.2	25.8	30.2	29.9	29.3	29.3	31.1	44.2

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（概要）

総論

平成30年3月27日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- 社会福祉士は、高齢者支援、障害児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。
 - ※ 社会福祉士の就労先は、高齢者福祉関係:43.7%、障害福祉関係:17.3%、医療関係:14.7%、地域福祉関係:7.4%、児童・母子福祉関係:4.8%となっている。
 - ※ スクールソーシャルワーカーの約半数が社会福祉士の有資格者であり、矯正施設においても社会福祉士の配置が増えてきている。
- 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化してきている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」の実現を目指しており、**社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。**
- 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、**社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすことが求められている。**

各論

社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

- 複合化・複雑化した個人や世帯への対応のほか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、養成カリキュラムの内容や実習及び演習を充実。

地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進

- 職能団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや活動の機会を設けることにより、地域でソーシャルワークの機能が発揮される取組を推進。

社会福祉士の役割等に関する理解の促進

- 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる実践能力

社会福祉士には、養成カリキュラムにおいて修得した価値・知識・技術を統合的に実践し、ソーシャルワーク機能を発揮することによって地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制」及び「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」を構築・維持する役割を果たすことが期待される。

地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

包括的な相談支援体制の構築

相互補完

住民主体の地域課題解決体制の構築

機能の発揮による体制づくり

ソーシャルワークの機能

機能の発揮による体制づくり

期待されるソーシャルワークの機能

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- 個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成・地域づくり
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

連動・相互補完

期待されるソーシャルワークの機能

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進

社会福祉士に求められる価値・知識・技術(ソーシャルワークの価値・知識・技術の統合的な実践)

社会福祉士資格取得(登録)

社会福祉士の養成カリキュラム